【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月19日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社HYBE JAPAN
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋１丁目９番２号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋１丁目９番２号
【電話番号】	03-6453-7961
【事務連絡者氏名】	CSO　　岸　貴之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社HYBE JAPAN （東京都港区東新橋１丁目９番２号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社HYBE JAPANをいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社KeyHolderをいいます。
（注３）　本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注６）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注７）　本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
（注８）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注９）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注10）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

第１【公開買付要項】

１【対象者名】

株式会社KeyHolder

２【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式（以下「対象者株式」といいます。また、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格を、以下「本公開買付価格」といいます。）

(2) 新株予約権

2018年６月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第２回新株予約権（行使期間は2018年７月24日から2028年７月23日まで。以下「本新株予約権」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権１個当たりの買付け等の価格を以下「本新株予約権買付価格」といいます。）

（注１） 本新株予約権は、秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏を割当先とするものです。

（注２） 本公開買付けの対象である本新株予約権以外に、対象者が2026年３月24日に提出した「第59期有価証券報告書」（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）によれば、対象者は、2019年６月19日開催の対象者取締役会において、当時の対象者の取締役、監査役及び従業員を割当先とする新株予約権（行使期間は2019年８月16日から2029年８月15日まで。以下「第３回新株予約権」といいます。）、2019年６月19日開催の対象者取締役会において、当時の対象者並びに対象者の完全子会社及び対象者の完全子会社以外の子会社の取締役及び従業員を割当先とする新株予約権（行使期間は2021年６月19日から2029年６月18日まで。以下「第４回新株予約権」といい、第３回新株予約権及び第４回新株予約権を併せて「買付対象外新株予約権」といいます。）の発行を決議しているとのことです。なお、買付対象外新株予約権は役職員向けのストックオプションであるとのことです。対象者から2026年11月18日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権及び買付対象外新株予約権の内訳は下記のとおりです。

新株予約権の名称	個数	目的である対象者株式の株式数	権利行使期間
本新株予約権	160,294	1,602,940	2018年７月24日～ 2028年７月23日
第３回新株予約権	24,300	243,000	2019年８月16日～ 2029年８月15日
第４回新株予約権	19,215	192,150	2021年６月19日～ 2029年６月18日

３【買付け等の概要】

公開買付けの目的	連結子会社化
買付け等の期間	2026年11月19日（木曜日）から2027年１月６日（水曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金1,200円 本新株予約権１個につき、金１円
買付予定数の下限	普通株式7,148,690（株） 本新株予約権1,602,940（株）（注１） 合計8,751,630（株）（注２）
買付予定数の上限	普通株式8,850,152（株） 本新株予約権1,602,940（株） 合計10,453,092（株）（注３）
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる

（注１） 本新株予約権については、法第27条の３第１項及び府令第９条の６に従い株式に換算した数を記載しています。

（注２） 買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第１項第１号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。以下同じです。）は43.05%となります。なお、株券等所有割合の計算においては、本書提出日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主の議決権数が不明であるところ、対象者が2026年８月７日に提出した「第60期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された、2026年６月30日現在の総株主の議決権の数（187,267個）が、対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主の議決権の数であることから、これに対象者から2026年11月18日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権160,294個の

目的となる株式数（1,602,940株）に係る議決権の数（16,029個）を加えた議決権の数（203,296個）を分母として計算しております。

（注３） 買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は51.42%となります。

４【買付け等の目的】

（１）【公開買付けの目的の概要】

公開買付者は、HYBE Co., Ltd.（以下「HYBE」といいます。）の完全子会社として2019年３月に設立された日本法人であり、日本において、音盤・音源、コンテンツ、グッズ、コンサート及びファンクラブ等の事業を統括しております。

この度、公開買付者は、2026年11月18日開催の取締役会において、対象者の第１位株主であるＪトラスト株式会社（所有株式数：5,656,050株、所有割合（注）：27.11%。以下「Ｊトラスト」といいます。）が所有する対象者株式の全て、第３位株主である株式会社表参道キャピタル（所有株式数：1,372,640株、所有割合：6.58%。以下「表参道キャピタル」といいます。）が所有する対象者株式の全て、及び対象者の取締役会長である藤澤信義氏（所有株式数：120,000株（所有割合：0.58%）、所有第３回新株予約権数2,500個（目的となる株式数：25,000株（所有割合：0.12%））。以下、Ｊトラスト、表参道キャピタル及び藤澤信義氏を総称して「本応募合意株主（普通株式）」といいます。）が所有する対象者株式の全て（以下「本応募合意株式」といいます。）、並びに、対象者の第２位株主である秋元康氏（所有株式数：1,440,000株（所有割合：6.90%）、所有本新株予約権数：106,666個（目的となる株式数：1,066,660株（所有割合：5.11%））、対象者の関係会社役員である秋元伸介氏（所有株式数：160,000株（所有割合：0.77%）、所有本新株予約権数：39,703個（目的となる株式数：397,030株（所有割合：1.90%））及び赤塚善洋氏（所有株式数：297,858株（所有割合：1.43%）、所有本新株予約権数：13,925個（目的となる株式数：139,250株（所有割合：0.67%））、所有第３回新株予約権数4,000個（目的となる株式数：40,000株（所有割合：0.19%））。以下、秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏を総称して「本応募合意新株予約権者」といい、本応募合意株主（普通株式）及び本応募合意新株予約権者を併せて「本応募合意株主」といいます。）が所有する本新株予約権の全て（以下「本応募合意新株予約権」といいます。また、本応募合意株式及び本応募合意新株予約権を併せて、以下「本応募合意株券等」といい、本応募合意株券等の合計株式数は7,148,690株、合計新株予約権数は160,294個（目的となる株式数：1,602,940株）、合計所有割合は41.95%です。）を含む対象者株式及び本新株予約権を取得する予定であり、対象者の親会社として対象者の中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者株式及び本新株予約権を対象とする本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者及びHYBEは、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

（注） 「所有割合」とは、(ⅰ)対象者が2026年11月13日付で公表した「2026年12月期　第３四半期決算短信〔ＩＦＲＳ〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された、2026年９月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（18,967,410株）から、(ⅱ)対象者決算短信に記載された、同日現在の対象者が所有する自己株式数（149,044株）を控除した株式数（18,818,366株）に、(ⅲ)対象者より報告を受けた2026年９月30日以降同年11月18日までに新株予約権が行使されたことにより自己株式処分が実施された株式数（8,000株）、及び、対象者から2026年11月18日現在残存するものと報告を受けた新株予約権（本新株予約権160,294個、第３回新株予約権24,300個及び第４回新株予約権19,215個）の目的となる株式数（2,038,090株）を加えた株式の総数（20,864,456株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、別段の記載がある場合を除き、所有割合の記載について同じとします。

本公開買付けに際して、公開買付者は、Ｊトラスト、表参道キャピタル及び藤澤信義氏のそれぞれとの間で、2026年11月18日付で、Ｊトラスト、表参道キャピタル及び藤澤信義氏がそれぞれ所有する対象者株式の全て（合計7,148,690株、当該合計に係る所有割合：34.26%）について、本公開買付けに応募する旨の契約（以下、それぞれ「本応募契約（Ｊトラスト）」、「本応募契約（表参道キャピタル）」及び「本応募契約（藤澤信義氏）」といい、これらの契約を総称して「本応募契約（普通株式）」といいます。）を締結し、秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏のそれぞれとの間で、2026年11月18日付で、秋元康氏、秋元伸介氏、及び赤塚善洋氏がそれぞれ所有する本新株予約権の全て（合計新株予約権数：160,294個（目的となる株式数：1,602,940株）、当該合計に係る所有割合：7.68%）について、本公開買付けに応募する旨の契約（以下、それぞれ「本応募契約（秋元康氏）」、「本応募契約（秋元伸介氏）」及び「本応募契約（赤塚善洋氏）」といい、これらの契約を総称して「本応募契約（新株予約権）」といい、本応募契約（普通株式）と本応募契約（新株予約権）を併せて「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約の内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けは、対象者の親会社として対象者の中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的としていることから、買付予定数の下限を、普通株式については7,148,690株（買付け等後の株券等所有割合：35.16%）、本新株予約権については2026年11月18日現在残存する本新株予約権の全てと同数である160,294個とそれぞれ設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた対象者株式（以下「応募対象者株式」といいます。）の総数が普通株式に係る買付予定数の下限（7,148,690株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けに応じて売付け等がなされた本新株予約権（以下「応募新株予約権」といいます。）の総数が本新株予約権に係る買付予定数の下限（160,294個）に満たない場合、応募新株予約権については、その全部の買付け等を行いませんが、その場合であっても応募対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の下限（7,148,690株）以上である場合には、応募対象者株式の買付け等を行います。

対象者株式及び本新株予約権の買付予定数の下限の合計を8,751,630株（株券等所有割合：43.05%）としたのは、2026年11月18日現在残存する本新株予約権及び買付対象外新株予約権の全てが行使された場合の希薄化を考慮した所有割合が41.95%であることを前提として、(ⅰ)株主総会における特別決議事項を単独で阻止するために必要となる３分の１を超える議決権割合であること、(ⅱ)株主総会における普通決議を単独で可決するためには出席した株主の議決権の過半数の賛成が必要となるところ、2022年から2026年に開催された対象者の定時株主総会における議決権行使の割合は最大でも64.78%（2025年）であり（注１）、当該過去最大の行使割合（64.78%）を前提とした場合であっても、公開買付者が32.39%を取得していれば株主総会において過半数の議決権を占めることが可能となることから、対象者の親会社（注２）として、対象者の株主総会を通じて対象者の経営に重要な影響力を保持し、対象者の中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することが可能な水準であると考えたこと、及び(ⅲ)対象者株式の議決権割合の過半数を下限とした場合には、応募株式の数の合計が当該下限に満たずに本公開買付けが不成立となるリスクが高まる一方で、下限の合計を本応募合意株券等と同じ8,751,630株（株券等所有割合：43.05%）と設定した場合には、過半数とした場合よりも本公開買付けの成立の蓋然性が高まると考えたことによるものです。

（注１） 2022年３月開催の定時株主総会においては64.50%、2023年３月開催の定時株主総会においては54.96%、2024年３月開催の定時株主総会においては57.16%、2025年３月開催の定時株主総会においては64.78%、2026年３月開催の定時株主総会においては58.89%です。これらの割合は、対象者が各開催年において法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき提出した臨時報告書の「２　報告内容」の「(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果」に記載の賛成数、反対数及び棄権数の最大の合計数（2022年３月開催の定時株主総会においては121,195個、2023年３月開催の定時株主総会においては102,818個、2024年３月開催の定時株主総会においては104,936個、2025年３月開催の定時株主総会においては121,211個、2026年３月開催の定時株主総会においては110,254個）を、対象者の各定時株主総会の基準日における有価証券報告書の「第４　提出会社の状況」の「１　株式等の状況」の「(7) 議決権の状況」の「①　発行済株式」に記載の総株主の議決権数（2022年３月開催の定時株主総会においては187,910個、2023年３月開催の定時株主総会においては187,061個、2024年３月開催の定時株主総会においては183,592個、2025年３月開催の定時株主総会においては187,124個、2026年３月開催の定時株主総会においては187,224個）で除して100を乗じて得た比率を記載しています。なお、2022年から2026年の過去５年間の定時株主総会の議決権行使割合を参照したのは、現在の株主構成を前提としつつ、特定の年度における一時的な変動要因を排除して、中長期的な議決権行使の傾向を客観的かつ安定的に把握する上で合理的な期間であると判断したためです。

（注２） HYBEグループ（下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」にて定義します。以下同じです。）は、韓国採択国際会計基準（以下「K-IFRS」といいます。）を適用しており、対象者がHYBEグループの連結子会社（K-IFRS）に該当するか否かについては、K-IFRS第1110号「連結財務諸表」に基づいて判断されることになります（注３）。K-IFRS第1110号上、投資対象に対する支配の有無は、投資者が、①投資対象に対する影響力（パワー）、②投資対象への関与から生じる変動利益（リターン）に対するエクスポージャー又は権利、及び③当該影響力を使用して当該利益に影響を及ぼす能力の全てを保有しているか否かによって判断されます。公開買付者は、本公開買付け後、対象者株式の所有を通じて、対象者の営業成績等に応じた配当その他の変動利益に対するエクスポージャー又は権利を保有することになり、また、代理人として対象者に関与するものではなく、公開買付者が対象者に対する影響力を保有していることから、連結子会社（K-IFRS）に該当すると判断しております。

（注３） K-IFRSは国際会計基準（IFRS）を基礎として制定された会計基準であり、K-IFRS第1110号はIFRS第10号「連結財務諸表」に対応する基準です。

他方、公開買付者は、対象者の親会社として対象者の中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的としているため、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく（対象者株式の上場廃止を企図しない理由については、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「④　公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）、公開買付者及び対象者は、本公開買付け成立後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を設定しております。具体的には、普通株式については8,850,152株（株券等所有割合：43.53%）、本新株予約権については2026年11月18日現在残存する本新株予約権の全てと同数である160,294個（目的となる株式の数：1,602,940株、株券等所有割合：7.88%）とそれぞれ設定しております。また、本公開買付けを通じてHYBEグループとの協業による対象者の中長期的な企業価値の向上が期待されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募せず、引き続き対象者株式を保有し続ける選択をとることにも十分な合理性があると考えており、また、応募株式数が買付予定数の上限を超え、あん分比例の方式による買付け等の結果、一部の対象者の株主の皆様が引き続き対象者株式を保有することとなった場合であっても、両グループの協業を通じた対象者の将来の価値向上の果実を享受していただけることが期待されることから、本公開買付けにおいて買付予定数に上限が設定されていることによる強圧性は、重大な問題とならないものと考えています。なお、本公開買付けに応募された対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の上限（8,850,152株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。本応募合意株主（普通株式）以外の株主から応募がある場合には、本応募合意株主（普通株式）から本応募合意株式の全てを買い付けられない可能性がありますが、本応募合意株主（普通株式）が売却できなかった本応募合意株式の取扱いに関して、公開買付者と本応募合意株主（普通株式）との間で合意している事項はなく、本応募合意株主（普通株式）は、本公開買付けによって売却できなかった場合に引き続き所有することとなる対象者株式の処分方針については、当該対象者株式の数等を踏まえて今後具体的に検討するとのことであり、現時点で決まった事項はないとのことです。

対象者株式及び本新株予約権の買付予定数の上限の合計を10,453,092株（株券等所有割合：51.42%）としたのは、2026年11月18日現在残存する本新株予約権及び買付対象外新株予約権の全てが行使された場合の希薄化を考慮した所有割合が50.10%であることを前提として、(ⅰ)公開買付者は、公開買付者が親会社として参画し対象者の企業価値を高めつつ、既存株主の皆様にも引き続き対象者の将来の価値向上の果実を享受していただける体制を構築するべく上場を維持し、かつ本公開買付けによる売却を希望する本応募合意株主以外の対象者の株主の皆様にも対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限を、全部買付け義務が発生しない、買付け後の公開買付者の株券等所有割合が３分の２未満となる範囲において可能な範囲で多い株式数とするべきと考えたこと、(ⅱ)他方で、51.42%という株券等所有割合については、公開買付者が対象者の親会社となりつつ、本公開買付けの成立後、本新株予約権及び買付対象外新株予約権が行使された場合における対象者の流通株式比率（注１）が、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準である25%に抵触する可能性を低減することができる水準であると考えたことによるものです。また、51.42%という比率において、公開買付者以外の対象者の株主が、株主総会における特別決議事項を阻止するために必要となる、３分の１を超える議決権割合を所有することとなり、株主総会における特別決議事項については、残存株主の皆様のご意見が反映され得る形で経営が維持されることになります。これらの要素を総合的に勘案し、公開買付者は、51.42%という上限の設定により、対象者が上場会社として有する社会的信用、採用力、資金調達手段など、上場会社であることによる機能を保ちつつ、HYBEグループとの協業を通じて中長期的な企業価値を高めることができ、かつ本公開買付けにより企図するシナジーを実現することができるものと考えております。

（注１）　「流通株式比率」とは、流通株式数（注２）を、上場株式数（自己株式を含みます。以下同じとします。）で除した値に100を乗じて得た比率（小数点以下第三位を四捨五入。以下、流通株式比率の計算において同じとします。）をいいます。なお、公開買付者は、対象者有価証券報告書及び対象者半期報告書に基づき、2026年６月30日現在の対象者の流通株式比率を50.75%（注３）と考えております。

（注２）　「流通株式数」とは、上場株式数から、自己株式数、主要株主（上場株式数の10%以上を所有する者）が所有する株式数、上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が保有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員が所有する株式（以下「役員等所有株式」といいます。）、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式、並びにその他東京証券取引所が固定的と認める株式数を控除した株式数をいいます。

（注３）　2026年６月30日現在の対象者の上場株式数18,967,410株から、公開買付者が対象者有価証券報告書及び対象者半期報告書に基づき流通株式でないと考える対象者株式（以下「本非流通株式」といいます。）の数（9,341,974株）（注４）を控除した株式数（9,625,436株、以下「本流通株式数」と

いいます。）を、2026年６月30日現在の対象者の上場株式数18,967,410株で除した値に100を乗じて得た比率です。

（注４） 公開買付者は、対象者有価証券報告書に基づき、Ｊトラストが所有する対象者株式（5,656,000株、所有割合：27.11%）（注５）、表参道キャピタルが所有する対象者株式（1,372,000株、所有割合：6.58%）（注６）、株式会社ＳＭＥＪ　Ｐｌｕｓが所有する対象者株式（491,000株、所有割合：2.35%）（注７）、森田篤氏が所有する対象者株式（378,000株、所有割合：1.81%）（注８）、株式会社フォースリーが所有する対象者株式（299,000株、所有割合：1.43%）（注９）、赤塚善洋氏が所有する対象者株式（297,000株、所有割合：1.42%）（注10）、株式会社第一興商が所有する対象者株式（294,000株、所有割合：1.41%）（注11）、髙澤真氏が所有する対象者株式（262,000株、所有割合：1.26%）（注12）、藤澤信義氏が所有する対象者株式（120,000株、所有割合：0.58%）（注13）、鷲尾誠氏が所有する対象者株式（16,000株、所有割合：0.08%）（注14）、栗岡利明氏が所有する対象者株式（6,000株、所有割合：0.03%）（注15）、金谷晃氏が所有する対象者株式（2,000株、所有割合：0.01%）（注16）（所有する対象者株式は、対象者有価証券報告書に記載された2026年３月24日時点の各役員の持株数（千株未満を切捨てて表示したもの）及び対象者半期報告書に記載された2026年６月30日時点の各大株主の持株数を記載したものであり、所有割合は、各株主の当該持株数に係る所有割合を記載したものです。）及び対象者が所有する自己株式を、対象者の上場株式数のうち、流通株式でない株式だと考えております。

（注５） Ｊトラスト（所有株式数：5,656,000株、所有割合：27.11%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、Ｊトラストは上場株式数の10%以上を所有する者（主要株主）に該当するため、Ｊトラストが所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注６） 表参道キャピタル（所有株式数：1,372,000株、所有割合：6.58%）の所有する対象者株式の数。なお、Ｊトラストが2026年８月７日付で提出した「第51期半期報告書」によれば、表参道キャピタルは、対象者の役員である藤澤信義氏がその議決権の100%を実質的に支配していることから、表参道キャピタルが所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注７） 株式会社ＳＭＥＪ　Ｐｌｕｓ（491,000株、所有割合：2.35%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、株式会社ＳＭＥＪ　Ｐｌｕｓは国内の事業法人に該当するところ、対象者から、株式会社ＳＭＥＪ　Ｐｌｕｓが保有する対象者株式を純投資目的で保有している旨の保有状況報告書が提出されていないことから、株式会社ＳＭＥＪ　Ｐｌｕｓの所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注８） 森田篤氏（378,000株、所有割合：1.81%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、森田篤氏は対象者の役員に該当するため、森田篤氏が所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注９） 株式会社フォースリー（299,000株、所有割合：1.43%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、株式会社フォースリーは国内の事業法人に該当するところ、対象者から、株式会社フォースリーが保有する対象者株式を純投資目的で保有している旨の保有状況報告書が提出されていないことから、株式会社フォースリーの所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注10） 赤塚善洋氏（297,000株、所有割合：1.42%）の所有する対象者株式の数。なお、赤塚善洋氏は対象者の関係会社役員に該当するため、赤塚善洋氏が所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注11） 株式会社第一興商（294,000株、所有割合：1.41%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、株式会社第一興商は国内の事業法人に該当するところ、対象者から、株式会社第一興商が保有する対象者株式を純投資目的で保有している旨の保有状況報告書が提出されていないことから、株式会社第一興商の所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注12） 髙澤真氏（262,000株、所有割合：1.26%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、髙澤真氏は対象者の関係会社役員に該当するため、髙澤真氏が所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注13） 藤澤信義氏（120,000株、所有割合：0.58%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、藤澤信義氏は対象者の役員に該当するため、藤澤信義氏が所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注14） 鷲尾誠氏（16,000株、所有割合：0.08%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、鷲尾誠氏は対象者の役員に該当するため、鷲尾誠氏が所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注15） 栗岡利明氏（6,000株、所有割合：0.03%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、栗岡利明氏は対象者の役員に該当するため、栗岡利明氏が所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

（注16）　金谷晃氏（2,000株、所有割合：0.01%）の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、金谷晃氏は対象者の役員に該当するため、金谷晃氏が所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。

対象者が2026年11月18日に公表した「株式会社HYBE JAPANによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年11月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び対象者の新株予約権保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記、対象者の取締役会の決議の詳細は、対象者プレスリリース、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」及び「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

公開買付者は、下記「９　買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「①　届出日の前々日又は前日現在の預金」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、公開買付者の自己資金により賄うことを予定しております。

（２）【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

①【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

公開買付者の完全親会社であるHYBEは、音楽産業のパラダイムを変革したいという目標のもと、2005年２月に大韓民国において株式会社The Big Hit Entertainmentとして設立され、同月、商号を株式会社Big Hit Entertainmentに変更しました。その後、2020年10月に韓国取引所KOSPI市場に株式を上場し、2021年３月に商号を現在のHYBE Co., Ltd.に変更しました。商号変更に伴い、HYBEは、アーティストマネジメント及びクリエイティブ機能を担う「レーベル」、事業単位の機能を担う「ソリューション（注１）」並びに「プラットフォーム（注２）」の３つの軸を基礎とする事業構造へ整理・統合し、コンテンツの提供を基盤としつつ多角的な収益機会を獲得し、継続的な成長を実現する事業モデルを構築しました。さらに、HYBEは、2024年８月、新たな成長戦略「HYBE 2.0」を公表し、従来「レーベル」、「ソリューション」及び「プラットフォーム」により構成されていた主要事業領域を、「音楽」、「プラットフォーム」及び「テクノロジーを基盤とする未来成長事業」へ再編しました。

（注１）　「ソリューション」とは、レーベルに対してビジネスソリューションを提供し、音楽を基盤とした公演、映像コンテンツ、IP、ゲーム等の多様な事業を展開する事業をいいます。

（注２）　「プラットフォーム」とは、Weverseを基盤として、HYBEのあらゆるコンテンツ及びサービスを連結し、拡張する事業をいいます。

HYBEは、「Discover a New Universe, Unlock an Immersive Journey」というミッションのもと、音楽とテクノロジーを基盤とする世界最高水準のエンターテインメント・ライフスタイル・プラットフォーム企業を目指しており、米国、日本及びラテンアメリカを中心に、それぞれの地域の文化や特性を反映したアーティストIP（注）を開発する「Multi-home, Multi-genre」戦略を推進しております。当該戦略は、現地アーティストIPの開発を強化することにより、各地域市場における主導的な事業者としての地位を確立するとともに、従来K-POPに触れる機会が少なかったファン層についても、ジャンルの拡張を通じてHYBEのエコシステムへ取り込むことを目指すものです。2026年６月30日現在、HYBEグループ（HYBE並びに公開買付者を含むHYBEの子会社及び関連会社をいいます。以下同じとします。）は、HYBE、連結子会社88社並びに共同企業・関連会社19社で構成されており、主な所属アーティストとして、BTS、TOMORROW X TOGETHER、SEVENTEEN、TWS、ENHYPEN、&TEAM、ILLIT、LE SSERAFIM、NewJeans、BOYNEXTDOOR及びCORTIS等がおります。

（注）　「アーティストIP」とは、アーティスト及び当該アーティストに関連する一切のコンテンツをいいます。

HYBEグループは、上記「Multi-home, Multi-genre」戦略を推進するにあたり、各地域において有力な現地レーベル等を取得することにより、当該地域におけるジャンル及び事業基盤を取り込む手法と、現地法人を設立することにより、HYBEグループが有するアーティスト育成システム（Training & Development）を当該地域に展開する手法とを、並行して進めてまいりました。

米国においては、2021年にPop及びCountry等の領域に強みを有する「Ithaca Holdings LLC」を、2023年にHip-hopレーベルを傘下に有する「QC Media Holdings Inc.」をそれぞれ取得いたしました。また、2022年には、Universal Music Group傘下の「Geffen Records」との間で合弁会社「HYBE x Geffen Records」を設立しております。同社からデビューしたグローバル・ガールズグループ「KATSEYE」は、2025年11月に第68回グラミー賞の最優秀新人賞等にノミネートされ、2026年８月には米国Billboard 200において首位を獲得するなど、米国

市場において実績を重ねております。さらに、ラテンアメリカにおいては、2023年11月にラテン音楽コンテンツの制作会社である「Exile Music, LLC」を取得し、これを基盤としてHYBE Latin Americaを発足させ、現地アーティストの発掘及び育成に向けた体制を整備しております。

HYBEグループは、これらの取組みを通じて、地域及びジャンルごとの事業基盤を拡充するとともに、新たなアーティストIPの創出を通じて、特定のアーティストに依存しない収益構造の構築を図ってまいりました。

公開買付者は、HYBEの完全子会社として2019年３月に設立された日本法人であり、日本において、音盤・音源、コンテンツ、グッズ、コンサート及びファンクラブ等の事業を統括しております。また、子会社であるYX LABELS Inc.及びJCONIC Inc.を通じて、&TEAM及びaoen等の日本発アーティストの育成・マネジメントを行っております。加えて、HYBE MUSIC GROUP APAC所属アーティスト等の日本国内におけるコンサート、オリジナルコンテンツ及びアーティストIP関連ソリューションを提供するとともに、HYBEが提供するグローバルコンテンツ及びサービスを日本市場に展開し、さらに、日本オリジナルコンテンツの企画・制作並びに日本独自のマーケティングに基づくサービスの提供を通じて、グローカライゼーションを推進しております。なお、2026年９月末日現在、公開買付者の従業員数は、子会社を含め約330名です。

HYBEグループは、音楽・ライブエンターテインメント市場を、アーティストの育成から、音楽及び映像コンテンツの制作、流通並びにファンとの接点を通じた収益化までを含む一体の競争領域として捉えております。国際レコード産業連盟（International Federation of the Phonographic Industry）が2026年３月に公表した「Global Music Report 2026」によれば、2025年の日本の録音音楽市場は前年比8.9%の成長を記録し、米国に次ぐ世界第２位の地位を維持しているとのことです。また、同レポートによれば、日本は世界最大のフィジカル（CD、アナログレコード等をいいます。以下同じです。）市場であり、2025年における世界のフィジカル売上の回復を牽引したとされているとのことです。さらに、ぴあ株式会社のシンクタンクであるぴあ総合研究所株式会社（以下「ぴあ総研」といいます。）が2026年６月に公表した調査結果によれば、2025年の国内ライブエンターテインメント市場（音楽コンサート及びステージパフォーマンスの推計チケット販売額の合計をいいます。）の市場規模は前年比12.6%増の8,564億円となり、３年連続で過去最高を更新したとのことです。公開買付者は、このように、日本市場は、ストリーミングのみならず、フィジカル及びライブという複数の収益機会が並存する構造を有しており、アーティストとファンとの継続的な関係を基盤とした独自の消費文化が形成されている重要な市場であると認識しております。

また、近年、ストリーミングの普及により音楽需要は国境を越えて形成されるようになり、市場の所在地と需要の所在地が必ずしも一致しない状況が生じております。加えて、上記ぴあ総研の調査結果によれば、2025年の動員数は前年対比7.7%増となった一方で、公演回数の伸びは前年対比6.0%にとどまりました。市場の増加を牽引したのは１公演当たりの動員数の増加であり、かつチケット当たりの単価も前年対比4.5%増となったとのことです。同調査は、市場成長を支える主因が公演回数の増加から興行規模の大型化及び単価上昇へ移行しており、その背景として大規模アリーナ及びドーム公演の高稼働並びに人気アーティストIPへの需要の集中があると分析しているとのことです。公開買付者は、こうした環境のもとでは、個別のアーティストの人気のみに依拠するのではなく、継続的にアーティストを育成・輩出する仕組みを有し、かつ、その成果を国内外の複数市場へ展開する能力が、競争力を左右するものと認識しております。

このような認識のもと、HYBEは、2024年８月１日、「HYBE 2.0」を発表し、日本においては、ローカライズされたアーティストの輩出及びJ-POP市場への進出に注力する方針を表明しました。当該方針のもと、公開買付者は、日本において、傘下レーベルを通じた日本発アーティストの育成・輩出及びプラットフォームの展開を進めてまいりました。2022年にデビューした公開買付者の傘下レーベルであるYX LABELS所属の&TEAMは、2025年にリリースした「Go In Blind（月狼）」以降４作品連続でミリオンセラーを達成するとともに、2025年の第76回NHK紅白歌合戦に出場いたしました。また、2026年にはベルーナドームにおける公演を実施するとともに、「Billboard200」で日本発ボーイグループ歴代最高位となる20位を獲得しております。2025年には、傘下レーベルであるJCONIC所属のaoenがデビューし、2026年に全国47都道府県ツアーを開始しております。さらに、2026年７月には、過去最大規模となる「HYBE JAPAN AUDITION 2026」を開催し、ボーイズ、ガールズ及びバンドの複数のジャンルにおいて次世代を担う候補者を募集いたしました。

加えて、HYBEグループのプラットフォーム事業を担うWEVERSE COMPANY Inc.の日本法人であるWEVERSE JAPAN株式会社が運営するファンダムプラットフォーム「Weverse」には、2023年以降、日本の多数のアーティストが順次参加しており、日本市場におけるサービス基盤の拡大を進めております。

このように、公開買付者は、日本市場において、傘下レーベルを通じたアーティストの育成・輩出及びプラットフォームの展開について一定の進捗を得てまいりました。他方で、公開買付者は、日本市場における更なる成長のためには、なお、以下のような経営資源の拡充が必要であると認識するに至りました。

第一に、J-POP領域において大きなファンダム（注）を有するアーティストIP及びそのファン基盤です。HYBEグループは、K-POP領域においては、日本国内で長期にわたり大きなファンダムを形成してまいりましたが、J-POP領域においては、ここ数年にわたり傘下レーベルを通じたアーティストの育成・輩出を進めている段階にあります。アーティストとファンとの関係は、長期にわたり形成されるものであり、HYBEグループが自ら育成を進める場合であっても、その構築に要する期間を大幅に短縮することは困難であると考えております。

（注）　「ファンダム」とは、アーティストを熱心に支持し、愛するファンの集団と、彼らが築き上げていく文化をいいます。

第二に、アーティストIPを生み出し、これを支える人材及び人的ネットワークです。日本のエンターテインメント産業において、アーティストの発掘・育成、ライブ・イベントの企画運営並びに放送局、広告主及び制作会社等との関係構築を担う人材及びネットワークは、長期の事業運営を通じて形成されるものであり、短期間に構築することは困難であると考えております。

第三に、映像及び広告をはじめとする音楽領域以外の事業基盤です。HYBEグループにおいても、日本市場向けのオリジナルコンテンツの企画・制作及びプロモーション活動を行っておりますが、多様な映像制作機能並びに広告領域における営業体制については、なお拡充の余地があるものと認識しております。

公開買付者は、これらの理由から、2024年８月頃より、日本市場においてアーティストIP及び事業基盤を有する企業との資本提携の可能性を含めた方策について本格的に検討を開始いたしました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1967年12月に株式会社シグマとして設立され、1998年11月に日本証券業協会に株式を店頭登録した後、2004年12月にジャスダック証券取引所に株式を上場し、2018年４月に商号を株式会社KeyHolderへ変更したとのことです。以降、エンターテインメント領域を中核とする事業構造への転換を進め、2022年４月には東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、ＪＡＳＤＡＱスタンダード市場からスタンダード市場へ移行したとのことです。対象者有価証券報告書によれば、対象者は、対象者及び連結子会社17社並びに持分法適用会社４社により企業集団（以下「対象者グループ」といいます。）を構成し、「世の中の常識にとらわれない独創性と誠実さを通じて幸せで豊かな未来をつくります」というグループ企業理念のもと、総合エンターテインメント事業、映像制作事業、広告代理店事業及び物流事業の４つの事業を展開しているとのことです。2025年12月期における対象者の連結売上収益は35,630百万円（前期比14.6%増）であり、セグメント別の売上収益は、総合エンターテインメント事業14,550百万円、広告代理店事業6,547百万円、映像制作事業6,445百万円、物流事業5,605百万円及びその他事業2,480百万円とのことです。また、2025年12月31日現在の従業員数は1,053名（ほか臨時従業員207名）であり、2026年１月１日時点における所属アーティストは総勢166名、音楽活動を主とするグループとして13組が在籍しているとのことです。

公開買付者は、対象者が以下の点において、HYBEグループが短期間に構築することが困難な経営資源を有しているものと認識しております。

第一に、複数の世代及びジャンルにまたがるアーティスト・タレントのポートフォリオです。対象者有価証券報告書によれば、対象者グループに所属するアーティスト・タレントのマネジメントは、株式会社ゼスト、株式会社FA Project及び株式会社アオイコーポレーション等の対象者の連結子会社により担われているとのことです。公開買付者は、対象者グループが、アイドル、バンドアーティスト、俳優及びタレント等、複数の世代及びジャンルにまたがるポートフォリオを有していることは、日本市場における事業機会の多様性及び継続性の観点から重要であると考えております。

アイドルグループについては、株式会社SKEが運営するSKE48が17年にわたり活動を継続しており、2026年時点で第14期生のオーディションを実施しているとのことです。SKE48は、2026年３月に36枚目のシングル「サンダルだぜ」をリリースしたほか、17年の活動を振り返る「SKE48 衣装展 17年変わらぬ熱衣」の開催及び東海道新幹線との共同企画の実施等、音楽活動の枠を超えた展開も行っているとのことです。また、乃木坂46については、対象者の連結子会社である株式会社ノース・リバーが、同グループを運営する乃木坂46合同会社の持分の50%を保有し、グッズの制作・販売及びファンクラブの運営・管理等を担っており、対象者グループの業績を牽引する存在となっているとのことです。対象者有価証券報告書によれば、乃木坂46合同会社の2025年12月期の売上収益は13,945百万円、当期利益は1,589百万円であり、当期利益のうち対象者グループの持分は794百万円とのことです。公開買付者は、SKE48や乃木坂46のようにメンバーの加入と卒業を重ねながらも強固なファンベースを長期間維持する「循環型アーティストブランド」の仕組みは、対象者グループの育成・運営能力の現れであると考えております。

さらに、バンドアーティストについては、Novelbrightが2026年に22都市30公演の「Novelbright HALL ARENA TOUR 2026」を予定しているほか、ヴォーカルである竹中雄大氏のソロプロジェクトによるカバーアルバム「DIVA」のリリースツアーが５都市５公演全て完売となり、また各地方都市の音楽フェスティバル及びNHK「うたコン」等の番組への出演を通じて活動の幅を広げているとのことです。

俳優及びタレントについては、玉木宏氏が株式会社フジテレビジョンのドラマ「プロフェッショナル　保険調査員　天音蓮」に主演し、渡辺邦斗氏が舞台「ハリー・ポッターと呪いの子」に出演しているほか、若月佑美氏、生駒里奈氏、小栗有以氏、鈴木絢音氏、古畑奈和氏、江籠裕奈氏、高畑結希氏、秋好美桜氏、山本かりん氏及び土井レミイ杏利氏等が、ドラマ、映画、テレビ番組、各種イベント、企業とのタイアップ企画及び写真集の出版等の多様な領域で活動しているとのことです。

加えて、対象者は、連結子会社である株式会社10ANTZを通じて、乃木坂46公式の「乃木恋」、日向坂46公式の「ひなこい」及び櫻坂46公式の「サクコイ」等のゲームアプリケーションを運営し、アーティストIPを音楽及びライブ以外の領域へ展開する機能も有しているとのことです。

第二に、日本市場におけるエンターテインメント事業の運営知見と人材です。対象者は、2019年以降、エンターテインメント領域における事業会社の取得及び設立を重ね、アーティストマネジメント、オーディションの開催・運営、ライブ・イベントの企画運営に至る機能を対象者グループ内に構築してきたとのことです。公開買付者は、これらの機能を担う人材及び運営上の知見は、長期の事業運営を通じて蓄積されたものであると認識しております。

第三に、業界横断的な事業基盤です。対象者は、アーティストマネジメントに加え、株式会社UNITED PRODUCTIONS等を通じて映像制作事業を営み、在京キー局のレギュラー番組14件の制作に携わっているとのことです。また、株式会社FA Projectを通じて広告代理店事業を営み、多様な広告主との関係を有しているとのことです。公開買付者は、アーティスト、映像コンテンツ及び広告を一体として扱いうる事業基盤は、放送局、広告主及び制作会社との長年の関係の上に成り立つものであり、短期間に構築することが困難であると認識しております。

このような認識のもと、公開買付者は、対象者が有する経営資源とHYBEグループが有する経営資源との間には高い補完関係があるものと認識しており、本公開買付けを通じて、以下のシナジー効果を見込んでおります。

第一に、日本市場に根ざした新規アーティストIPの創出です。HYBEグループは、オーディションの企画・運営及びアーティストの育成・制作に関する体系的なシステムを有しております。これらを、対象者グループが有する国内人材発掘及びマネジメントの知見と組み合わせることにより、日本市場に根ざした新規アーティストIPを持続的に創出することを目指します。新規アーティストの育成には相応の投資と期間を要するため、成果を現時点で確約するものではありませんが、長期的な資本関係の下で推進する意義は大きいと考えております。

第二に、ファン基盤の可視化と施策の高度化です。HYBEグループは、ファンダムプラットフォーム「Weverse」等を通じてファンの多様なデータを分析し、その分析結果を事業上の意思決定に活かしてまいりました。これらの技術及びデータ分析機能を、対象者グループが国内に有する大規模なファンとの接点と組み合わせることにより、ファン基盤の構成及び行動を把握し、これに基づく施策の設計を通じてライブ、グッズ販売及びデジタルコンテンツ等の既存事業の収益性向上を目指します。なお、具体的なプラットフォーム活用方法については、既存ファンの皆様の利便性や事業上の影響を十分に検討した上で、対象者と協議してまいります。

第三に、対象者のアーティスト及びコンテンツの海外展開です。HYBEグループは、複数の地域における事業拠点、現地パートナー及びプロモーション基盤を有しております。これらを、対象者グループが国内において支持を集めているアーティスト及びコンテンツと組み合わせること等により、対象者が保有するアーティスト及びコンテンツについて、海外におけるファンの獲得や、公演、ライセンス、商品化及びストリーミング等の収益機会の拡大を目指します。

公開買付者は、以上の施策により、新規アーティストIPの創出、ファン基盤の可視化及びこれに基づく施策の高度化を通じた既存事業の収益性の向上、対象者が保有するアーティスト及びコンテンツの海外市場における新たな収益機会の獲得が見込まれるものと考えております。公開買付者は、これらを通じて、対象者の事業機会及び収益源を拡大し、対象者の収益力及び中長期的な企業価値の向上を図ることができるものと考えております。

なお、乃木坂46を運営する乃木坂46合同会社は、上記のとおり対象者の連結子会社である株式会社ノース・リバーがその持分の50%を保有する対象者の持分法適用会社であり、同社には対象者グループ以外の出資者も存在いたします。そのため、同社を通じて関与する事業に係る施策の実施にあたっては、対象者及び同社の他の出資者を含む関係者との協議を前提とするものと認識しており、当該施策の実施の有無、時期及び内容は、当該協議の結果によって異なる可能性があります。

公開買付者は、以上のような施策を継続的かつ実効的に推進し、両社グループの経営資源を中長期的な視点から計画的に投下していくためには、業務提携にとどまらず資本関係を構築することが必要であると判断いたしました。特にアーティストの育成及び認知の形成には、投資から成果の発現まで相応の期間を要します。単発の業務提携による協業では、成果が発現する前に提携関係が終了する可能性を双方が想定せざるを得ず、中長期を前提とした投資判断を行うことが困難であると考えております。継続的かつ長期的な投資判断を可能とし、両社グループの経営資源を計画的に投下していくためには、安定株主としての地位を有することが必要であると考えました。公開買付者が本公開買付けにより対象者の議決権の43.53%を保有する場合、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、対象者の株主総会において重要な影響力を保持することができ、また、対象者の企業価値の向上の成果を株主として享受することができることから、対象者を連結子会社（K-IFRS）とすることにより、公開買付者が中長期的な視点から計画的に経営資源を投下することが可能になるものと考えております。なお、本書提出日現在、公開買付者と対象者との間で、本公開買付けに付随して資本業務提携契約その他の契約を締結する予定はありません。

一方で、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定し、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。公開買付者は、対象者の企業価値の源泉は、アーティストとファンとの間に長期にわたり形成されてきた関係、クリエイティブ上の判断、並びに放送局、広告主、制作パートナーその他の取引先との長年の関係にあるものと認識しております。これらはいずれも、外部からの直接的な統制になじまない性質のものであり、また、対象者が独立した上場会社として有する社会的信用、採用力及び資金調達手段は、対象者の事業運営上、重要な意義を有するものと考えております。公開買付者としては、対象者が上場会社としての地位及び事業運営上の自主性を維持し、HYBEグループとの協業を通じて中長期的な企業価値を高めていくことが、本公開買付けにより企図するシナジーを実現するうえで適切であると判断しております。なお、本公開買付け後、対象者には公開買付者以外の少数株主が存在することから、公開買付者と対象者の少数株主との間には利益相反関係が生じ得ます。上記の各施策の実施に伴いHYBEグループと対象者グループとの間で生じる取引については、対象者において少数株主の利益に配慮した手続を経たうえで、一般的な取引条件に照らして公正な条件により行うことを前提としており、公開買付者は、このような前提のもとでも各施策は実行可能であり、上場を維持することが対象者の企業価値の向上に資するものと考えております。

対象者有価証券報告書によれば、対象者は、対処すべき課題として「新たなIPコンテンツの創出」、「キャッシュポジションの有効活用」及び「不採算事業の整理による収益体質の強化」を掲げるとともに、東京証券取引所による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた要請を踏まえ、「PBR１倍割れの解消」、「高ROEの水準維持」及び「継続的成長投資」を課題として認識しているとのことです。公開買付者としては、本公開買付けを通じた事業機会の拡大及び成長投資の実行が、以下のとおり、これらの課題への対応にも資するものと考えております。

（ⅰ）「新たなIPコンテンツの創出」については、上記の第一の施策のとおり、HYBEグループのオーディション及び育成・制作に関するシステムと対象者グループの人材発掘・マネジメントの知見を組み合わせることにより、新規アーティストIPを継続的に創出する体制の構築に資すると考えております。
（ⅱ）「キャッシュポジションの有効活用」及び「継続的成長投資」については、HYBEグループとの協業により、新規アーティストIPの創出や対象者のアーティスト及びコンテンツの海外展開といった新たな投資機会が生まれ、対象者の手元資金を、より高い収益性が見込まれる成長投資に振り向けることが可能になると考えております。
（ⅲ）「不採算事業の整理による収益体質の強化」については、公開買付者がグループ会社の経営管理を通じて有する知見を提供し、対象者による事業ポートフォリオの検討を支援することができると考えております。
（ⅳ）「PBR１倍割れの解消」及び「高ROEの水準維持」については、上記(ⅰ)から(ⅲ)を通じた収益力の向上により、資本効率の改善及び市場評価の向上につながるものと考えております。

HYBE及び公開買付者は、上記のとおり、2024年８月頃より、日本市場においてアーティストIP及び事業基盤を有する企業との資本提携の可能性を含めた方策について検討を進め、国内のエンターテインメント関連企業を幅広く対象として、複数の候補先について比較検討を行いました。その結果、HYBE及び公開買付者は、対象者が有力な候補先であるとの判断に至り、2026年７月上旬に、公開買付者が対象者の主要株主となることの可能性について具体的な検討を開始しました。

2026年７月28日、公開買付者の取締役会長であるキム・ヨンミン氏と対象者の代表取締役社長である大出悠史氏との間で面談を実施いたしました。当該面談においては、HYBEグループ及び対象者グループの事業概要について相互に説明を行うとともに、共同での新規アーティストIPの創出を含む両社グループの協業の可能性について意見交換を行いました。また、同年８月19日、キム・ヨンミン氏と大出悠史氏との間で再度面談を実施し、HYBEグループが公開買付けにより対象者株式の過半数を取得することを検討している旨、及び対象者株式１株当たりの買付け等の価格として1,200円（提案日の前営業日である2026年８月18日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（787円）に対して52.48%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。））、同日を基準日とする直近１ヶ月間の終値単純平均値（753円）（１円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して59.36%、同日を基準日とする直近３ヶ月間の終値単純平均値（770円）に対して55.84%、同日を基準日とする直近６ヶ月間の終値単純平均値（775円）に対して54.84%のプレミアムを加えた価格）から1,250円程度を検討している旨を説明したところ、対象者から、正式な提案がなされた場合には前向きに検討したい旨の回答を得ました。

その後、公開買付者は、本公開買付けに係る具体的な検討や手続の準備を行うため、2026年８月21日にHYBEグループ、対象者グループ、及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、同年９月１日にファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として合同会社デロイト　トーマツ（以下「デロイト　トーマツ」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

これらの協議及び検討を踏まえ、HYBEは、対象者が有するアーティストIP、事業基盤及び人材と、HYBEグループが有する海外展開基盤、アーティスト育成・制作システム、ファンダムプラットフォーム及びデータ分析機能を組み合わせることにより、対象者の成長機会を拡大し、対象者の中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することが両社のステークホルダーにとって最適な選択であるとの結論に至ったことから、同年９月２日に本公開買付けに関する意向表明書を提出いたしました。なお、同日、Ｊトラスト宛ての意向表明書についても対象者に送付し、同日中に、対象者から当該意向表明書をＪトラストに送付した旨の連絡を受けました。

その後、HYBEは、対象者を通じて、Ｊトラストがその所有する対象者株式を本公開買付けに応募することについて概ね前向きな姿勢を示している旨の連絡を受けました。また、HYBEは、2026年９月７日付で対象者から上記意向表明書の内容に関する質問書を受領し、同月11日付で本公開買付けの取引ストラクチャー（買付予定数の上限及び下限の設定の考え方並びに本公開買付け後の対象者株式の上場維持に関する方針を含みます。）、本公開買付け後の経営方針並びに本公開買付けの実現可能性（買付資金の確保及び必要となる許認可等を含みます。）に関するHYBE及び公開買付者の考え方について、書面により回答いたしました。また、HYBEは、当該回答において、Ｊトラストを念頭に、対象者の主要な株主が本公開買付けについて概ね前向きな姿勢を示しているものと認識している旨を説明いたしました。

その後、公開買付者は、2026年９月中旬から同年10月下旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンス（ビジネス、財務、税務、法務）を実施いたしました。あわせて、同期間中に、対象者の経営陣（代表取締役社長である大出悠史氏、取締役副社長である森田篤氏及び取締役副社長である北川謙二氏等）に対するマネジメント・インタビューを計４回実施いたしました。当該マネジメント・インタビューにおいては、対象者グループの事業の状況、事業計画、主要事業の運営体制及び両社グループの協業の可能性等について確認を行いました。

公開買付価格については、公開買付者は、2026年11月５日、対象者より受領した事業計画等に基づくデロイト　トーマツによる株式価値算定結果を踏まえ、対象者株式の市場株価推移（提案実施日の前営業日である2026年11月４日を基準日として、同日の対象者株式の終値が955円、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値が875円、同過去３ヶ月間の終値単純平均値が827円、同過去６ヶ月間の終値単純平均値が800円）、デュー・ディリジェンスの結果、過去の類似案件のプレミアム事例（経済産業省による「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）の公表日である2019年６月28日以降に公表され、2026年10月末時点で成立済みの国内上場会社（投資法人は除きます。）に対する上場廃止を企図しないＴＯＢ事例（ＭＢＯ、買付者及び買付者の支配株主が所有する対象者の議決権所有割合（間接所有分を含みます。）が公開買付け前に20.00%以上である事例、対象者がTOKYO PRO Market上場である事例、自己株ＴＯＢ、二段階ＴＯＢ、対抗ＴＯＢ、対象者により賛同の意見表明がなされていない事例、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道がなされた事例、公表日の前営業日を基準日として、同日の終値並びに同日までの過去１ヶ月間、同過去３ヶ月間及び同過去６ヶ月間の終値単純平均値のいずれかに対するプレミアムがマイナスとなっている事例は除きます。））23件のプレミアムの中央値（公表日の前営業日を基準日として、同日の終値並びに同日までの過去１ヶ月間、同過去３ヶ月間及び同過去６ヶ月間の終値単純平均値に対してそれぞれ、27.45%、29.39%、29.68%、31.43%）、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本応募合意株主との合意の可否の見通し及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者に対して本公開買付価格を１株当たり1,200円（提案日の前営業日である同年11月４日までの対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値955円に対して25.65%、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値875円に対して37.14%、同日までの過去３ヶ月間の終値単純平均値827円に対して45.10%、同日までの過去６ヶ月間の終値単純平均値800円に対して50.00%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）とする提案を行いました。なお、本新株予約権について、対象者株式１株当たりの行使価額（125円。ただし、対象者が2020年８月15日付で実施した株式併合以降は1,250円）が提案内容に含まれる本公開買付価格（1,200円）を上回っているため、本新株予約権買付価格を１円として提案を行いました。また、公開買付者は、2026年11月７日、本公開買付価格を1,200円、本新株予約権買付価格を１円として、本応募合意株主それぞれに対して売却の打診を行ったところ、同月９日に赤塚善洋氏から、同月14日に秋元康氏及び秋元伸介氏から、同月16日にＪトラスト、同月18日に表参道キャピタル及び藤澤信義氏から、それぞれが本公開買付けに応募する意向であることを確認いたしました。なお、本応募契約の内容は下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2026年11月18日開催の取締役会において、対象者の親会社として対象者の中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的として、本公開買付価格を1,200円、本新株予約権買付価格を１円とし、本公開買付けを開始することについて決議いたしました。

②【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

（ｉ）普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、デロイト　トーマツに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、デロイト　トーマツは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本公開買付けに係るデロイト　トーマツに対する報酬には、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていますが、公開買付者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本公開買付けが不成立となった場合にも公開買付者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断をしています。

デロイト　トーマツは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、及び対象者の将来の事業活動を評価に反映するためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の１株当たりの株式価値の算定を行い、公開買付者はデロイト　トーマツから2026年11月17日付で株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得しました。なお、公開買付者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、デロイト　トーマツから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

デロイト　トーマツによる対象者株式の１株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法　　：818円～1,078円
類似会社比較法：670円～836円
ＤＣＦ法　　：760円～1,230円

市場株価法では、算定基準日を2026年11月17日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の算定基準日終値1,078円、算定基準日までの直近１ヶ月間（2026年10月18日から2026年11月17日まで）の終値単純平均値979円、直近３ヶ月間（2026年８月18日から2026年11月17日まで）の終値単純平均値868円及び直近６ヶ月間（2026年５月18日から2026年11月17日まで）の終値単純平均値818円を基に、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を818円から1,078円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業（計25社）の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を670円から836円までと分析しております。

ＤＣＦ法では、対象者が作成した2026年12月期から2029年12月期までの事業計画を、直近までの業績の動向、公開買付者が2026年９月中旬から同年10月下旬の間に対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2026年12月期第３四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の事業リスク等を基に検討した一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲を、760円から1,230円までと算定しております。なお、デロイト　トーマツがＤＣＦ法に用いた財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、公開買付者が対象者の親会社となることにより実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

公開買付者は、デロイト　トーマツから取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において2026年９月中旬から同年10月下旬の間に実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、同種他社事例におけるプレミアム水準（Ｍ＆Ａ指針の公表日である2019年６月28日以降に公表され、2026年10月末時点で成立済みの国内上場会社（投資法人は除きます。）に対する上場廃止を企図しないＴＯＢ事例（ＭＢＯ、買付者及び買付者の支配株主が所有する対象者の議決権所有割合（間接所有分を含みます。）が公開買付け前に20.00%以上である事例、対象者がTOKYO PRO Market上場である事例、自己株ＴＯＢ、二段階ＴＯＢ、対抗ＴＯＢ、対象者により賛同の意見表明がなされていない事例、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道がなされた事例、公表日の前営業日を基準日として、同日の終値並びに同日までの過去１ヶ月間、同過去３ヶ月間及び同過去６ヶ月間の終値単純平均値のいずれかに対するプレミアムがマイナスとなっている事例は除きます。）23件のプレミアムの中央値（公表日の前営業日を基準日として、同日の終値並びに同日までの過去１ヶ月間、同過去３ヶ月間及び同過去６ヶ月間の終値単純平均値に対してそれぞれ、27.45%、29.39%、29.68%、31.43%））、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2026年11月18日開催の取締役会の決議により、本公開買付価格を１株当たり1,200円と決定いたしました。

本公開買付価格（1,200円）は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年11月17日までの対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,078円に対して11.32%、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値979円に対して22.57%、同日までの過去３ヶ月間の終値単純平均値868円に対して38.25%、同日までの過去６ヶ月間の終値単純平均値818円に対して46.70%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格（1,200円）は、本書提出日の前営業日である2026年11月18日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,044円に対して14.94%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、公開買付者は、本公開買付けの公表前１ヶ月前後から足元に至るまでの対象者の市場株価は、以下の点に鑑みると、合理的な説明が困難な株式市場の影響を受けて一時的に形成されたものである可能性が否定できず、当該時点・期間の市場株価を過度に重視すべきではないと考えています。

１．本公開買付けの公表日の前営業日までの過去１ヶ月間における対象者株式の市場株価の終値の最高値1,087円（2026年11月11日終値）は、当該期間を除いた本公開買付けの公表日の前営業日までの過去２年間における対象者株式の市場株価の終値の最高値831円を上回る水準であること。

２．対象者株式は、市場において継続的に取引されているが、日々の出来高は多くないため、一度に一定規模の注文がなされる場合には、市場株価に大きな変動が生じ得るところ、本公開買付けの公表日の前営業日までの過去１ヶ月間における対象者株式の出来高の平均値である104,310株（１株未満を四捨五入。以下、出来高の平均値の計算において同じです。）は、本公開買付けの公表日の前営業日までの過去２年間における対象者株式の出来高の平均値である20,855株から大きく増加していること。

（ⅱ）本新株予約権

本新株予約権については、本書提出日現在において、対象者株式１株当たりの行使価額（125円。ただし、対象者が2020年８月15日付で実施した株式併合以降は1,250円）が本公開買付価格（1,200円）を上回っているため、本新株予約権１個に係る買付け等の価格を１円と決定いたしました。

本新株予約権は、その割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、株価終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価額（62.5円。ただし、上記株式併合以降は625円）を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないとされているところ、対象者株式の株価は、2020年３月から４月頃に62.5円を下回っており、また、2021年12月頃にも625円を下回ったことがあるため、本新株予約権については本書提出日現在、行使義務が発生しております。本新株予約権については、上記「２　買付け等をする株券等の種類」に記載のとおり行使期間が到来しており、また、対象者の役員の地位にあることを行使条件としておらず、その他公開買付者による本新株予約権の行使を妨げる行使条件も存在しないため、公開買付者は、本公開買付け後、本公開買付けにより取得した本新株予約権を行使することができる状況にあります。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関から算定書や意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本新株予約権は、譲渡による新株予約権の取得については、対象者取締役会の承認を要するものとされております。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2026年11月18日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権者に限り、包括的に承認することを決議しているとのことです。

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は、以下のとおりとのことです。

（ⅰ）検討体制の構築の経緯

上記「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2026年９月２日に、公開買付者の完全親会社であるHYBEから、本公開買付けに関する意向表明書を受領したとのことです。当該意向表明書において、HYBEからは、対象者グループが有するアーティストIP、事業基盤及び人材と、HYBEグループが有する海外展開基盤、アーティスト育成・制作システム、ファンダムプラットフォーム及びデータ分析機能を組み合わせることにより、対象者グループの成長機会を拡大し、両社グループの中長期的な企業価値の向上を図ることが可能であるとの考えを示されたことから、本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の経営方針及び上場維持の方針、買付予定数の上限及び下限その他の本公開買付けの条件、並びに本公開買付けが対象者の企業価値及び対象者の株主の皆様の利益に与える影響について慎重に検討を開始したとのことです。

そして、対象者は、当該検討を進めるにあたり、本公開買付けに係る意思決定の公正性を確保するため、2026年９月18日、対象者、公開買付者及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、同事務所から本公開買付けに係る意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けながら、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後の対象者グループの事業運営等について検討する体制を構築したとのことです（なお、本公開買付けの公正性を担保するための措置の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。）。さらに、対象者は、同日、対象者、公開買付者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてジー・エフ税理士法人を選任したとのことです。併せて、対象者は、同日、本公開買付けにおける構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、本公開買付けに係る検討及び公開買付者との協議を行うに当たり、対象者のその他の関係会社であり本応募合意株主（普通株式）であるＪトラストの代表取締役社長最高執行役員を兼任し、かつ、表参道キャピタルの代表取締役を兼務している対象者の取締役会長である藤澤信義氏を関与させず、対象者代表取締役社長である大出悠史氏及び対象者取締役である金谷晃氏並びに対象者執行役員長井修身氏を構成員とする社内検討体制を構築したとのことです。当該検討体制の構成員の独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、大江橋法律事務所の助言を踏まえて、対象者取締役会において確認したとのことです。

（ⅱ）検討・交渉の経緯

2026年７月28日、対象者の代表取締役社長である大出悠史氏は、公開買付者の取締役会長であるキム・ヨンミン氏と面談を実施したとのことです。当該面談においては、HYBEグループ及び対象者グループの事業概要について相互に説明を行うとともに、共同での新規アーティストIPの創出を含む両社グループの協業の可能性について意見交換を行ったとのことです。また、大出悠史氏は、同年８月19日、キム・ヨンミン氏との間で再度面談を実施し、HYBEグループが公開買付けにより対象者株式の過半数を取得することを検討してい

る旨、及び対象者株式１株当たりの買付け等の価格として1,200円（提案日の前営業日である2026年８月18日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（787円）に対して52.48%、同日を基準日とする直近１ヶ月間の終値単純平均値（753円）に対して59.36%、同日を基準日とする直近３ヶ月間の終値単純平均値（770円）に対して55.84%、同日を基準日とする直近６ヶ月間の終値単純平均値（775円）に対して54.84%のプレミアムを加えた価格）から1,250円程度を検討している旨の説明を受け、対象者としては、正式な提案がなされた場合には前向きに検討したい旨回答したとのことです。

その後、対象者は、同年９月２日、HYBEから、本公開買付けに関する意向表明書を受領したとのことです。なお、対象者は、同日、Jトラスト宛ての意向表明書についても受領し、同日中に、当該意向表明書をJトラストに送付し、その旨をHYBEに通知したとのことです。

その後、対象者は、公開買付者に対し、Jトラストが本公開買付けについて概ね前向きな姿勢を示している旨の連絡を行ったとのことです。また、対象者は、2026年９月７日付で、HYBEに対し上記意向表明書の内容に関する質問書を送付し、同月11日付で本公開買付けの取引ストラクチャー（買付予定数の上限及び下限の設定の考え方並びに本公開買付け後の対象者株式の上場維持に関する方針を含みます。）、本公開買付け後の経営方針並びに本公開買付けの実現可能性（買付資金の確保及び必要となる許認可等を含みます。）に関するHYBE及び公開買付者の考え方について、書面による回答を受領したとのことです。また、対象者は、当該回答において、Jトラストを念頭に、主要な株主が本公開買付けについて概ね前向きな姿勢を示しているものと認識している旨の説明を受けたとのことです。

このように、対象者は、HYBE及び公開買付者との間で、複数回にわたり、本公開買付けの目的及び諸条件、本公開買付け後の対象者グループの経営方針並びに両社グループの事業上のシナジー等について協議を行ったとのことです。

これらを踏まえて、上記(ⅰ)記載の検討体制のもとで、対象者は、本公開買付けによってHYBEグループに加わることが、対象者グループの事業基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に資するものであるかという観点から、両社グループの事業上のシナジー及びディスシナジーについて検討を進め、本公開買付けに関する諸条件についても慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、本公開買付価格について、2026年11月５日に公開買付者から対象者株式１株当たり1,200円、本新株予約権１個当たり１円とする旨の提案を受けたとのことです。対象者は、本公開買付価格が、公開買付者と本応募合意株主との間で合意された価格であること、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における市場株価及び本公開買付価格に付されたプレミアムの水準等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行ったとのことです。当該検討の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③　対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言」をご参照ください。

さらに、対象者は、HYBE及び公開買付者との間で、対象者グループが展開する総合エンターテインメント事業とHYBEグループが有する経営資源との連携可能性について協議を行ったとのことです。これらの協議においては、対象者グループが有するアーティストの発掘・育成及びマネジメントに関する知見、国内におけるファン基盤並びに映像制作及び広告事業の事業基盤と、HYBEグループが有するアーティスト育成・制作システム、ファンダムプラットフォーム、データ分析機能及び海外事業基盤を組み合わせることによる具体的な事業上のシナジーについて検討したとのことです。

（ⅲ）対象者の意思決定の内容

対象者は、2026年９月上旬から同年11月にかけて実施した上記(ⅱ)記載の公開買付者からの説明及び公開買付者との協議を踏まえ、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後の対象者グループの経営方針、両社グループの事業上のシナジー及びディスシナジー等、本公開買付けが対象者の企業価値及び対象者の株主の皆様の利益に与える影響について慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、対象者グループが、アーティストのマネジメント、映像制作及び広告事業等の総合エンターテインメント事業を展開する中で、既存のアーティストIPの価値向上、新たなアーティストIPの創出、ファン基盤の拡大及び収益機会の多様化並びに海外市場への展開が、中長期的な成長を実現する上で重要であると認識しており、これらの取組みを推進するためには、対象者グループが有する事業基盤及びノウハウに加え、外部の経営資源を活用することが有効であると考えるに至ったとのことです。

この点、上記「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の施策における対象者グループとHYBEグループとの事業上のシナジー効果は十分に期待できると考えられること、また、本公開買付けを通じて両社グループの資本関係を構築することにより、新たなアーティストIPの創出、既存アーティストIPの価値向上、ファン基盤の拡大及び収益機会の創出、海外展開の促進並びに映像制作及び広告事業における事業機会の拡大等を図ることが可能になると考えられることから、本公開買付けによって対象者グループの中長期的な企業価値の向上を図ることが可能であると考えるに至ったとのことです。

具体的には、アーティストマネジメント事業においては、対象者グループが有するアーティストIP及び国内における事業基盤と、HYBEグループが有するアーティストの発掘・育成、音楽制作及びマーケティングに関するノウハウを組み合わせることにより、新たなアーティストIP創出及び既存アーティストIPの価値向上を図ることが期待されるとのことです。また、HYBEグループが有するファンダムプラットフォーム及びデータ分析機能を活用することで、国内外のファンとの接点の拡大、ファンのニーズに応じたサービスの提供及び関連事業における収益機会の拡大を図ることが可能になると考えているとのことです。さらに、HYBEグループの海外事業基盤及びネットワークを活用することで、対象者グループが関与するアーティスト及びコンテンツの海外展開を促進するとともに、映像制作及び広告事業においても、両社グループの経営資源及び取引先ネットワーク等を相互に活用することによる新たな事業機会の創出が期待されるとのことです。

また、対象者は、これらのシナジーを中長期的かつ継続的に実現するためには、HYBEグループとの間で安定的な資本関係を構築することが有用であると考えているとのことです。他方で、対象者グループが既存の取引先及び事業上のパートナーとの関係を維持しながら、事業運営の自主性及び独立性を確保することも重要であり、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持することは、これらの観点からも合理性があると考えているとのことです。このため、対象者は、買付予定数に上限を設定し、上場維持を前提としてHYBEグループとの資本関係を構築する本公開買付けのスキームについても、対象者グループの中長期的な企業価値の向上に資するものと考えているとのことです。

他方で、対象者は、本公開買付けによってHYBEグループに加わることに伴うディスシナジーについても検討したとのことです。具体的には、対象者グループの経営及び事業運営の独立性に及ぼす影響、既存の取引先及び事業上のパートナーとの関係に及ぼす影響並びに対象者グループに所属するアーティスト及び従業員等への影響について検討したとのことです。

この点、公開買付者は、本公開買付け後も対象者グループの事業運営における自主性及び独立性を尊重し、既存の経営体制、アーティスト及び取引先等との関係に配慮しながら、両社グループの連携を進める方針であり、また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに伴う事業運営上の影響は一定程度抑制されるものと考えているとのことです。

なお、上記「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者グループの事業のうち、乃木坂46合同会社を通じて関与する事業に係る施策の実施については、同社の他の出資者を含む関係者との協議等を前提とする必要があると認識しているとのことです。

以上を踏まえ、対象者は、本公開買付けに伴い一定の事業運営上の調整等が必要となる可能性はあるものの、両社グループの経営資源を相互に活用することによって期待されるシナジー効果がこれらの影響を上回り、対象者グループの中長期的な企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

このような検討の結果、対象者取締役会は、本公開買付けによってHYBEグループに加わり、上記「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の施策を推進することが、対象者グループの中長期的な企業価値の向上に資するものと判断し、2026年11月18日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者取締役会においては、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者及び対象者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主の皆様としては、本公開買付け成立後も対象者株式を引き続き所有するという選択肢をとることにも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤　対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

以上により、対象者としては、本公開買付けによりHYBEグループとの資本関係を構築することが対象者グループの中長期的な企業価値の向上に資すると考えられる一方で、公開買付者及び対象者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主の皆様が本公開買付け成立後も対象者株式を引き続き所有するという選択肢をとることにも十分な合理性が認められ、また、対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付された価格であることから、本公開買付けに応募することについても合理性が認められると考え、対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。

④【公開買付け後の経営方針】

公開買付者は、本公開買付け成立後、対象者を、HYBEグループの日本における事業展開の中核を担う会社の一つとして位置付け、対象者が有するアーティストIP、事業基盤及び人材と、HYBEグループが有する海外展開基

盤、アーティスト育成・制作システム、ファンダムプラットフォーム「Weverse」及びデータ分析機能とを統合することにより、対象者の中長期的な企業価値の向上を図っていく方針です。

もっとも、公開買付者は、対象者の企業価値の源泉が、アーティストとファンとの間に長期にわたり形成されてきた関係、企業文化、並びに放送局、広告主、制作パートナーその他の取引先との長年の関係にあると認識しております。このため、公開買付者は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持し、対象者の企業文化及び事業運営上の自主性を尊重する方針です。

経営体制については、対象者の事業及び業界に関する専門性を有する現経営陣の皆様に、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業運営において中心的な役割を担っていただくことを期待しております。また、対象者が上場会社としての地位を維持することを前提に、取締役会は既存の取締役のうち留任される方、HYBEグループから派遣する取締役、及び独立社外取締役で構成する方向で検討しております。あわせて、管理部門等につきましてはHYBEグループとの連携と支援策を対象者と協議してまいりたいと考えております。役員の派遣及び取締役会構成を含む具体的な経営体制は現時点で確定しておらず、対象者と十分に協議して決定していく予定です。

また、公開買付者は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持され、公開買付者以外の株主が引き続き対象者の株主として存在することを踏まえ、公開買付者と対象者の少数株主との間で生じ得る利益相反により少数株主の利益が害されることのないよう、対象者のガバナンス体制に十分配慮する方針です。具体的には、上記のとおり、対象者の取締役会においては独立社外取締役を含む構成とする方向で検討しており、対象者の取締役会において公開買付者からの独立性を確保するため独立社外取締役が選任されるよう、対象者と協議してまいります。加えて、本公開買付け後に公開買付者又はHYBEグループ各社と対象者との間で取引を行う場合には、対象者の一般株主の利益を不当に害することのないよう、取引条件の公正性及び合理性を確認するとともに、対象者において関連当事者取引に関して適用法令等に従った適切な手続が履践されるよう配慮する予定です。

本公開買付け成立後の対象者の事業運営については、以下のとおりの方針としております。

a）個々のアーティスト及びタレントの日常的なマネジメント、個別の楽曲、映像作品及び企画に係るクリエイティブ上の判断、並びに放送局、広告主及び制作会社等の既存の取引先との関係の運営については、対象者の自主性を尊重する考えです。

b）対象者の中長期的な事業戦略、アーティストIPのポートフォリオ、新規IPの創出に向けた投資、並びに海外展開については、HYBEグループが有するノウハウ及び経営資源を提供しながら、対象者と協議のうえ決定してまいります。

c）管理機能及びIT基盤については、グループとして連携を進めることにより、対象者の業務効率の改善及び成長投資への経営資源の集中を目指してまいります。

さらに、公開買付者は、本公開買付け後、対象者と協議のうえ、以下の事項を検討する方針です。
a）総合エンターテインメント事業：所属する各アーティストの競争力を踏まえた成長戦略
b）映像制作事業：放送局その他の重要なステークホルダーとの関係維持及び制作体制の高度化
c）広告代理店事業：デジタル領域への対応及び案件機会の拡大

公開買付者は、対象者グループの従業員が持つ専門性と取引先との関係が、対象者グループの事業価値を支える重要な要素であると認識しております。対象者グループの従業員の雇用及び処遇については、このような重要性に鑑み、対象者との協議のうえ検討してまいります。

また、対象者が有する日本市場における知見と、HYBEグループが有するグローバルな事業基盤の相互活用を目的として、両社グループ間における人材交流についても検討していく予定です。

なお、本書提出日現在において、本公開買付け成立後の対象者の具体的な事業計画、組織再編の有無その他の重要な施策について決定している事項はなく、今後、対象者との協議を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

公開買付者は、本書提出日現在において、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。なお、上記「②　買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」に記載のとおり、本新株予約権の行使期間の満期日は2028年７月23日であるところ、公開買付者は、本公開買付けにより取得した本新株予約権について、当該満期日までにこれらを行使する予定ですが、その時期その他の具体的な内容について、本書提出日現在において決定している事項はありません。

（３）【公開買付けの公正性を担保するための措置】

本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは対象者の支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、また、公開買付者は対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者ではないことから、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注）取引にも該当いたしません。

もっとも、公開買付者が、Ｊトラスト、表参道キャピタル、藤澤信義氏、秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏との間で本応募契約をそれぞれ締結していることから、公開買付者、本応募合意株主及び対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本公開買付けの公正性及び透明性を担保するために、慎重を期して、それぞれ以下のような措置を講じております。

以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

（注）　「マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます。

①　公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、デロイト　トーマツに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年11月17日付で公開買付者株式価値算定書を取得いたしました。公開買付者株式価値算定書の詳細については、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「②　買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」をご参照ください。

②　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ｉ）算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、対象者、公開買付者及び本応募合意株主から独立した第三者算定機関としてジー・エフ税理士法人を選任し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年11月17日付で株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、ジー・エフ税理士法人は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、ジー・エフ税理士法人に対する報酬には、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

（ⅱ）算定の概要

ジー・エフ税理士法人は、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、及び対象者の将来の事業活動を評価に反映するためにＤＣＦ法の各手法を用いて、対象者株式の１株当たりの株式価値の算定を行い、対象者はジー・エフ税理士法人から2026年11月17日付で対象者株式価値算定書を取得しているとのことです。

ジー・エフ税理士法人による対象者株式の１株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法　　：818円～1,078円
類似会社比較法：779円～917円
ＤＣＦ法　　：1,142円～1,412円

市場株価法では、算定基準日を2026年11月17日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の算定基準日終値1,078円、算定基準日までの直近１ヶ月間（2026年10月18日から2026年11月17日まで）の終値単純平均値979円、直近３ヶ月間（2026年８月18日から2026年11月17日まで）の終値単純平均値868円及び直近６ヶ月間（2026年５月18日から2026年11月17日まで）の終値単純平均値818円を基に、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を818円から1,078円までと算定しているとのことです。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業（計５社）の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を779円から917円までと分析しているとのことです。ＤＣＦ法では、対象者が作成した2026年12月期見込及び2027年12月期から2029年12月期までの事業計画を、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して、対象者が2026年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の事業リスク等を基に検討した一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲を、1,142円から1,412円までと算定しているとのことです。なお、ジー・エフ税理士法人がＤＣＦ法に用いた財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、公開買付者が対象者の親会社となることにより実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

③　対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

対象者は、対象者、公開買付者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてジー・エフ税理士法人を選任し、ジー・エフ税理士法人から本公開買付けに係る交渉等に関する専門的助言及び補助を受けているとのことです。なお、ジー・エフ税理士法人は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、ジー・エフ税理士法人に対する報酬には、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者がジー・エフ税理士法人から取得した対象者の株式価値に関する対象者株式価値算定書の概要については、上記「②　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

④　対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者、本応募合意株主及び対象者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所を選任し、本公開買付けにおいて手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本公開買付けの諸手続並びに本公開買付けに係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、大江橋法律事務所は、公開買付者、本応募合意株主及び対象者のいずれかの関連当事者にも該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、大江橋法律事務所に対する報酬には、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

⑤　対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者取締役会は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2026年11月18日開催の対象者取締役会において、対象者取締役６名のうち、藤澤信義氏を除く５名が出席し、その全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおいては買付予定数に上限が設定されており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であることから、対象者の株主の皆様におかれては本公開買付け成立後も対象者株式を引き続き所有するという選択肢をとることにも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会長である藤澤信義氏は、本応募合意株主（普通株式）であり、同氏は、対象者のその他の関係会社であり本応募合意株主であるＪトラストの代表取締役社長最高執行役員を兼任しており、また、同氏は、表参道キャピタルの代表取締役を兼務しているため、本公開買付けにおける構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会を欠席しており、かつ、対象者の立場において、公開買付者との間における本公開買付けに係る取引条件に関する協議及び交渉に参加していないとのことです。また、上記の取締役会において、対象者監査役３名（うち２名は社外監査役）が全員出席し、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者は、本公開買付けに係る特別委員会の設置の要否についても検討したとのことです。

この点、本公開買付けは、支配株主による公開買付けにもいわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）にも該当せず、東京証券取引所の上場規程等に照らして対象者において特別委員会の設置が必要とされる場合には該当しないとのことです。また、本公開買付けは、公開買付者が対象者の親会社として対象者の中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的としており、対象者株式の上場廃止やキャッシュ・アウトを企図するものではないとのことです。さらに、本公開買付けは、買収への対応方針・対抗措置を用いようとする場合、その他市場における説明責任が高いと考えられる場合にも該当せず、経済産業省が2023年８月31日付で公表した「企業買収における行動指針」等の指針により特別委員会の設置が有用とされる場合にも該当しないとのことです。

この点、対象者は、本応募合意株主（普通株式）が合計で対象者株式の約40%を所有していることに加え、対象者の取締役会長である藤澤信義氏が対象者のその他の関係会社であり本応募合意株主（普通株式）であるJトラストの代表取締役社長最高執行役員を兼任し、かつ、表参道キャピタルの代表取締役を兼務していることから、対象者における本公開買付けの検討の過程において構造的な利益相反の問題がないとは言い切れないものと考えているとのことです。

もっとも、対象者は、これらの問題に対応し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本公開買付けの公正性及び透明性を担保するために、本「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置を講じることとしており、藤澤信義氏については、対象者の立場における本公開買付けに係る協議及び交渉に関与させず、取締役会における審議及び決議にも参加していないとのことです。

また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されており、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場が維持される予定であり、本公開買付けを通じてHYBEグループとの協業による対象者の中長期的な企業価値の向上が期待されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募せず、引き続き対象者株式を保有し続ける選択をとることにも十分な合理性があると考えているとのことです。したがって、対象者として、本公開買付けにおいて買付予定数に上限が設定されていることによる強圧性は、重大な問題とならないものと考えているとのことです。

これらの諸事情に加え、上記のとおり、本公開買付けに関する対象者の意思決定の公正性を確保するために十分な措置を講じていることから、対象者において本公開買付けの検討に係る特別委員会を設置していないとのことです。

⑥　対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、公開買付者及び本応募合意株主から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行うための体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、対象者は、本公開買付けに関する検討を進めるにあたって、2026年９月18日、本公開買付けにおける構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、大江橋法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、対象者のその他の関係会社であり本応募合意株主（普通株式）であるＪトラストの代表取締役社長最高執行役員を兼任し、かつ、表参道キャピタルの代表取締役を兼務している対象者の取締役会長である藤澤信義氏を対象者の立場で本公開買付けに係る検討及び公開買付者との協議に関

与させず、取締役会における審議及び決議にも参加しないこととしており、本書提出日に至るまでかかる取扱いを継続したとのことです。

また、当該検討体制の構成員である対象者代表取締役社長である大出悠史氏及び対象者取締役である金谷晃氏並びに対象者執行役員長井修身氏に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、大江橋法律事務所の助言を踏まえて、対象者取締役会において確認したとのことです。

⑦　取引保護条項の不存在

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、他の買付者からの買付機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧　対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けの是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

（４）【公開買付け後の組織再編等の方針】

該当事項はありません。

（５）【上場廃止等となる見込み及びその事由】

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けは、対象者の親会社として対象者の中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的としており、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、公開買付者は買付予定数の上限を10,453,092株（株券等所有割合：51.42%）に設定しております。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場は維持される見込みです。

しかしながら、対象者の2026年６月30日現在の流通株式比率が50.75%と考えられるところ、対象者の流通株式が本公開買付けに応募された結果、対象者の流通株式数が減少し、東京証券取引所の定める東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準のうち流通株式比率に係る閾値である25.00%以上に適合していない状態となった場合、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、他の上場維持基準である流通株式数及び流通株式時価総額については、本公開買付けの結果にかかわらず、引き続き適合することを見込んでおります。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、流通株式比率が25.00%を上回らなかった場合には、東京証券取引所スタンダード市場における対象者の上場維持基準の判定基準日である2027年12月31日（又は2027年12月31日に適合しなかった場合の改善期間の末日である2028年12月31日）までの間に、対象者株式の流通株式比率を東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を満たす水準に回復させる措置を取ることを予定しております。

本応募合意株主（普通株式）は、本応募契約（普通株式）において、本公開買付けに応募された対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の上限を超え、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式による買付け等が行われた結果、本応募合意株式の一部について買付け等が行われなかった場合であって、対象者株式について東京証券取引所スタンダード市場が定める流通株式比率その他の上場維持基準を下回り又は下回る合理的なおそれが生じ、公開買付者から要請を受けたときは、対象者株式の上場維持に向けた対応について、公開買付者と誠実に協議し、実務上合理的に可能な範囲で協力する義務を負っております。また、本応募合意新株予約権者は、本応募契約（新株予約権）において、本公開買付けが成立した場合であって、対象者株式について株式会社東京証券取引所スタンダード市場が定める流通株式比率その他の上場維持基準に抵触し又はそのおそれが生じ、公開買付者から要請を受けたときは、上場維持に向けた対応について公開買付者と誠実に協議する旨合意しております。

（６）【本公開買付けに係る重要な合意】

①　本応募契約（Jトラスト）

公開買付者は、Ｊトラストとの間で、2026年11月18日付で本応募契約（Ｊトラスト）を締結しており、Ｊトラストは、その所有する対象者株式5,656,050株（所有割合：27.11%）の全部を本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約（Ｊトラスト）の概要は以下のとおりです。なお、本公開買付けに係る買付代金以外に、本公開買付けに関してＪトラストに付与される利益はありません。

本応募契約（Ｊトラスト）では、Ｊトラストによる本公開買付けへの応募の前提条件として、(ⅰ)本応募契約（Ｊトラスト）が有効に存続していること、(ⅱ)公開買付者が、本応募契約（Ｊトラスト）上の義務を重要な点において遵守していること、(ⅲ)公開買付者が、本応募契約（Ｊトラスト）に定める表明及び保証（注１）が重要な点において真実かつ正確であること、(ⅳ)本公開買付けの条件がＪトラストにとって客観的かつ合理的に不利益と認められる変更がなされていないこと、(ⅴ)対象者に関して、法第166条第２項に定める重要事実及び法第167条第２項に定める公開買付け等の実施又は中止に関する事実のうち、未公表のものが存在していないこと、(ⅵ)対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明が決議されており、かつ、当該意見表明が撤回又は変更されていないことが規定されています。Ｊトラストは、かかる前提条件が充足しないことが判明した場合、Ｊトラストによって本応募契約（Ｊトラスト）が解除された場合（注２）又は公開買付者の事前の書面承諾がある場合を除き、本公開買付けへの応募を撤回しないことが規定されています。

また、本応募契約（Ｊトラスト）では、Ｊトラストは、本応募契約（Ｊトラスト）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、本公開買付けの応募及び応募対象の対象者株式に設定されている負担等の解除を除き、対象者株式等の取得、処分等及びこれらの合意を行わないこと、並びに、本公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し又はそれらのおそれのある取引（以下「抵触取引」といいます。）及び抵触取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を行わないことが規定されています。さらに、Ｊトラストは、抵触取引に係る具体的な申出を受けた場合、当該提案者に対して負う秘密保持義務等に違反しない範囲で、合理的に可能な限り速やかに、公開買付者に対し、当該提案を受領した事実及び買付価格その他の主要な取引条件を通知することとされています。なお、Ｊトラストは、対抗提案（下記に定義します。）に関する提案を受領すること、及び、合理的に必要な範囲の情報提供、協議、交渉等を行うことは許容されています。競合する具体的な申出を受けた場合、秘密保持義務等に反しない範囲で合理的に可能な限り速やかに受領事実・主要条件を通知することとされております。

さらに、本応募契約（Ｊトラスト）では、Ｊトラストは、本応募契約（Ｊトラスト）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、当該期間中の日を基準日とする対象者の株主総会の招集請求・議題及び議案提案を行わないこととされております。また、本公開買付けに係る決済開始日より前の日を基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、議決権等について、公開買付者の選択により包括的な代理権を授与し、又はその指図に従い行使することが規定されています。ただし、本公開買付けが2027年１月６日を超えて延長された場合において、本公開買付けが成立するまでの間に開催される株主総会については、上記の義務に代えて、議決権等の行使に先立ち、公開買付者と事前に誠実に協議すること、及び、本公開買付けの実施又は成立を不当に妨げることを主たる目的とする議決権行使は行わないこととされています。

また、Ｊトラストは、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済開始日後の日を権利行使の基準日とし、公開買付者が指名する者を対象者の取締役に選任する旨の議案を付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催が必要であるとして公開買付者から要請を受けたときは、当該要請に従い、対象者をして当該臨時株主総会を開催させるよう、実務上合理的に可能な範囲で最大限協力することとされています。

加えて、Ｊトラストは、本公開買付けに応募された対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の上限を超え、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式による買付け等が行われた結果、本応募合意株式の一部について買付け等が行われなかった場合であって、対象者株式について東京証券取引所スタンダード市場が定める流通株式比率その他の上場維持基準を下回り又は下回る合理的なおそれが生じ、公開買付者から要請を受けたときは、対象者株式の上場維持に向けた対応について、公開買付者と誠実に協議し、実務上合理的に可能な範囲で協力する義務を負っております。また、Ｊトラストは、自ら又は子会社と対象者グループとの既存の契約・取引につき、本公開買付けを理由とする解除・損害賠償請求等の異議を述べず、子会社にも異議を述べさせないよう商業上合理的に努力する義務を負っております。

その他、本応募契約（Ｊトラスト）では、表明保証（注３）及び補償等が規定されています。

（注１）　公開買付者は、Ｊトラストに対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、許認可、反社会的勢力・倒産、決済資金の十分性及び未公表重要事実等について表明及び保証を行っております。

（注２）　Ｊトラストは、(ⅰ)公開買付期間の末日の前営業日までに、本公開買付価格を上回る第三者による公開買付けの真摯な提案（買収対価及び取引の主要条件が明示され、当該公開買付けが成立した後の経営方針が示され、当該取引に必要となる資力を有することの蓋然性が合理的に示され、かつ、当該取引に必要となる許認可等を全て取得若しくは履践していること又は今後合理的期間内に取得若しくは履践できる蓋然性があることについて合理的な根拠に基づき記載されているものに限り、以下「対抗提案」といいます。）を受け、当該対抗提案に係る対象者株式の取得価格その他の取引条件及び関連

事情を総合的に考慮し、当該対抗提案に応じることがＪトラストにとって本公開買付けに応募することよりも有利であるとＪトラストの取締役会が合理的に判断したときは、公開買付者に対し、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、(ⅱ)公開買付者が(ⅰ)の協議申入れの受領日から２営業日以内に、対抗提案と同等以上の条件を提示せず又は回答しない場合であって、Ｊトラストが対抗提案に応じないことがＪトラストの取締役の善管注意義務に違反する可能性があると同取締役会が合理的に判断した場合に限り、本公開買付けへの応募を撤回し、本契約を解除することができるとされています。

（注３）　Ｊトラストは、公開買付者に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、許認可、反社会的勢力・倒産、応募株式の権利及び未公表重要事実等について表明及び保証を行っております。

② 本応募契約（表参道キャピタル）

公開買付者は、表参道キャピタルとの間で、2026年11月18日付で本応募契約（表参道キャピタル）を締結しており、表参道キャピタルは、その所有する対象者株式1,372,640株（所有割合：6.58%）の全部を本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約（表参道キャピタル）の概要は以下のとおりです。なお、本公開買付けに係る買付代金以外に、本公開買付けに関して表参道キャピタルに付与される利益はありません。

本応募契約（表参道キャピタル）では、表参道キャピタルによる本公開買付けへの応募の前提条件として、(ⅰ)本応募契約（表参道キャピタル）が有効に存続していること、(ⅱ)公開買付者が、本応募契約（表参道キャピタル）上の義務を重要な点において遵守していること、(ⅲ)公開買付者が、本応募契約（表参道キャピタル）に定める表明及び保証（注１）が重要な点において真実かつ正確であること、(ⅳ)本公開買付けの条件が表参道キャピタルにとって客観的かつ合理的に不利益と認められる変更がなされていないこと、(ⅴ)対象者に関して、法第166条第２項に定める重要事実及び法第167条第２項に定める公開買付け等の実施又は中止に関する事実のうち、未公表のものが存在していないこと、(ⅵ)対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明が決議されており、かつ、当該意見表明が撤回又は変更されていないことが規定されています。表参道キャピタルは、かかる前提条件が充足しないことが判明した場合、表参道キャピタルによって本応募契約（表参道キャピタル）が解除された場合（注２）又は公開買付者の事前の書面承諾がある場合を除き、本公開買付けへの応募を撤回しないことが規定されています。

また、本応募契約（表参道キャピタル）では、表参道キャピタルは、本応募契約（表参道キャピタル）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、本公開買付けの応募及び応募対象の対象者株式に設定されている負担等の解除を除き、対象者株式等の取得、処分等及びこれらの合意を行わないこと、並びに、抵触取引及び抵触取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を行わないことが規定されています。さらに、表参道キャピタルは、抵触取引に係る具体的な申出を受けた場合、当該提案者に対して負う秘密保持義務等に違反しない範囲で、合理的に可能な限り速やかに、公開買付者に対し、当該提案を受領した事実及び買付価格その他の主要な取引条件を通知することとされています。なお、表参道キャピタルは、対抗提案に関する提案を受領すること、及び、合理的に必要な範囲の情報提供、協議、交渉等を行うことは許容されています。競合する具体的な申出を受けた場合、秘密保持義務等に反しない範囲で合理的に可能な限り速やかに受領事実・主要条件を通知することとされております。

さらに、本応募契約（表参道キャピタル）では、表参道キャピタルは、本応募契約（表参道キャピタル）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、当該期間中の日を基準日とする対象者の株主総会の招集請求・議題及び議案提案を行わないこととされております。また、本公開買付けに係る決済開始日より前の日を基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、議決権等について、公開買付者の選択により包括的な代理権を授与し、又はその指図に従い行使することが規定されています。ただし、本公開買付けが2027年１月６日を超えて延長された場合において、本公開買付けが成立するまでの間に開催される株主総会については、上記の義務に代えて、議決権等の行使に先立ち、公開買付者と事前に誠実に協議すること、及び、本公開買付けの実施又は成立を不当に妨げることを主たる目的とする議決権行使は行わないこととされています。

また、表参道キャピタルは、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済開始日後の日を権利行使の基準日とし、公開買付者が指名する者を対象者の取締役に選任する旨の議案を付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催が必要であるとして公開買付者から要請を受けたときは、当該要請に従い、対象者をして当該臨時株主総会を開催させるよう、実務上合理的に可能な範囲で最大限協力することとされています。加えて、表参道キャピタルは、本公開買付けに応募された対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の上限を超え、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式による買付け等が行われた結果、本応募合意株式の一部について買付け等が行われなかった場合であって、対象者株式について東京証券取引所スタンダード市場が定める流通株式比率その他の上場維持基準を下回り又は下回る合理的なおそれが生じ、公開買付者から要請を受けたときは、対象者株式の上場維持に向けた対応について、公開買付者と誠実に協議し、実務上合理的に可能な範囲で協力する義務を負っております。

その他、本応募契約（表参道キャピタル）では、表明保証（注３）及び補償等が規定されています。

（注１）　公開買付者は、表参道キャピタルに対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、許認可、反社会的勢力・倒産、決済資金の十分性及び未公表重要事実等について表明及び保証を行っております。

（注２）　表参道キャピタルは、(ⅰ)公開買付期間の末日の前営業日までに、対抗提案を受け、当該対抗提案に係る対象者株式の取得価格その他の取引条件及び関連事情を総合的に考慮し、当該対抗提案に応じることが表参道キャピタルにとって本公開買付けに応募することよりも有利であると表参道キャピタルの取締役会が合理的に判断したときは、公開買付者に対し、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、(ⅱ)公開買付者が(ⅰ)の協議申入れの受領日から２営業日以内に、対抗提案と同等以上の条件を提示せず又は回答しない場合であって、表参道キャピタルが対抗提案に応じないことが表参道キャピタルの取締役の善管注意義務に違反する可能性があると同取締役会が合理的に判断した場合に限り、本公開買付けへの応募を撤回し、本契約を解除することができるとされています。

（注３）　表参道キャピタルは、公開買付者に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、許認可、反社会的勢力・倒産、応募株式の権利及び未公表重要事実等について表明及び保証を行っております。

③　本応募契約（藤澤信義氏）

公開買付者は、藤澤信義氏との間で、2026年11月18日付で本応募契約（藤澤信義氏）を締結しており、藤澤信義氏は、その所有する対象者株式120,000株（所有割合：0.58%）の全部を本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約（藤澤信義氏）の概要は以下のとおりです。なお、本公開買付けに係る買付代金以外に、本公開買付けに関して藤澤信義氏に付与される利益はありません。

本応募契約（藤澤信義氏）では、藤澤信義氏による本公開買付けへの応募の前提条件として、(ⅰ)本応募契約（藤澤信義氏）が有効に存続していること、(ⅱ)公開買付者が、本応募契約（藤澤信義氏）上の義務を重要な点において遵守していること、(ⅲ)公開買付者が、本応募契約（藤澤信義氏）に定める表明及び保証（注１）が重要な点において真実かつ正確であること、(ⅳ)本公開買付けの条件が藤澤信義氏にとって客観的かつ合理的に不利益と認められる変更がなされていないこと、(ⅴ)対象者に関して、法第166条第２項に定める重要事実及び法第167条第２項に定める公開買付け等の実施又は中止に関する事実のうち、未公表のものが存在していないこと、(ⅵ)対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明が決議されており、かつ、当該意見表明が撤回又は変更されていないことが規定されています。藤澤信義氏は、かかる前提条件が充足しないことが判明した場合、藤澤信義氏によって本応募契約（藤澤信義氏）が解除された場合（注２）又は公開買付者の事前の書面承諾がある場合を除き、本公開買付けへの応募を撤回しないことが規定されています。

また、本応募契約（藤澤信義氏）では、藤澤信義氏は、本応募契約（藤澤信義氏）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、本公開買付けの応募及び応募対象の対象者株式に設定されている負担等の解除を除き、対象者株式等の取得（ただし、第３回新株予約権の行使による対象者株式の取得を除きます。）、処分等及びこれらの合意を行わないこと、並びに、抵触取引及び抵触取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を行わないことが規定されています。さらに、藤澤信義氏は、抵触取引に係る具体的な申出を受けた場合、当該提案者に対して負う秘密保持義務等に違反しない範囲で、合理的に可能な限り速やかに、公開買付者に対し、当該提案を受領した事実及び買付価格その他の主要な取引条件を通知することとされています。なお、藤澤信義氏は、対抗提案に関する提案を受領すること、及び、合理的に必要な範囲の情報提供、協議、交渉等を行うことは許容されています。競合する具体的な申出を受けた場合、秘密保持義務等に反しない範囲で合理的に可能な限り速やかに受領事実・主要条件を通知することとされております。

さらに、本応募契約（藤澤信義氏）では、藤澤信義氏は、本応募契約（藤澤信義氏）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、当該期間中の日を基準日とする対象者の株主総会の招集請求・議題及び議案提案を行わないこととされております。また、本公開買付けに係る決済開始日より前の日を基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、議決権等について、公開買付者の選択により包括的な代理権を授与し、又はその指図に従い行使することが規定されています。ただし、本公開買付けが2027年１月６日を超えて延長された場合において、本公開買付けが成立するまでの間に開催される株主総会については、上記の義務に代えて、議決権等の行使に先立ち、公開買付者と事前に誠実に協議すること、及び、本公開買付けの実施又は成立を不当に妨げることを主たる目的とする議決権行使は行わないこととされています。

また、藤澤信義氏は、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済開始日後の日を権利行使の基準日とし、公開買付者が指名する者を対象者の取締役に選任する旨の議案を付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催が必要であるとして公開買付者から要請を受けたときは、当該要請に従い、対象者をして当該臨時株主総会を開催させるよう、実務上合理的に可能な範囲で最大限協力することとされています。

加えて、藤澤信義氏は、本公開買付けに応募された対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の上限を超え、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式による買付け等が行われた結果、本応募合意株式の一部について買付け等が行われなかった場合であって、対象者株式について東京証券取引所スタンダード市場が定める流通株式比率その他の上場維持基準を下回り又は下回る合理的なおそれが生じ、公開買付者から

要請を受けたときは、対象者株式の上場維持に向けた対応について、公開買付者と誠実に協議し、実務上合理的に可能な範囲で協力する義務を負っております。

その他、本応募契約（藤澤信義氏）では、表明保証（注３）及び補償等が規定されています。

（注１） 公開買付者は、藤澤信義氏に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、許認可、反社会的勢力・倒産、決済資金の十分性及び未公表重要事実等について表明及び保証を行っております。

（注２） 藤澤信義氏は、Jトラストが本応募契約（Jトラスト）に基づき本応募契約（Jトラスト）を解除した場合（詳細は上記「① 本応募契約（Jトラスト）」をご参照ください。）に限り、本公開買付けへの応募を撤回し、本契約を解除することができるとされています。

（注３） 藤澤信義氏は、公開買付者に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、許認可、反社会的勢力・倒産、応募株式の権利及び未公表重要事実等について表明及び保証を行っております。

④ 本応募契約（秋元康氏）

公開買付者は、秋元康氏との間で、2026年11月18日付で本応募契約（秋元康氏）を締結しており、秋元康氏は、その所有する本新株予約権106,666個（目的となる株式数：1,066,660株（所有割合：5.11%））の全部を本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約（秋元康氏）の概要は以下のとおりです。なお、本公開買付けに係る買付代金以外に、本公開買付けに関して秋元康氏に付与される利益はありません。また、本応募契約（秋元康氏）において、本公開買付けが開始された場合に、秋元康氏による本公開買付けへの応募の前提条件は規定されておりません。

また、本応募契約（秋元康氏）では、秋元康氏は、本応募契約（秋元康氏）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、対象者株式等の取得、処分等及びこれらの合意を行わないこと、並びに、抵触取引及び抵触取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を行わないことが規定されています。さらに、秋元康氏は、抵触取引に係る具体的な申出を受けた場合、直ちに、公開買付者に対し、当該提案を受領した事実及び内容を通知することとされています。

さらに、本応募契約（秋元康氏）では、秋元康氏は、本契約締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、その所有する本新株予約権を行使してはならないとされています。

加えて、本応募契約（秋元康氏）では、秋元康氏は、本公開買付けが成立した場合であって、対象者株式について東京証券取引所スタンダード市場が定める流通株式比率その他の上場維持基準に抵触し又はそのおそれが生じ、公開買付者から要請を受けたときは、対象者株式の上場を維持するために必要な措置について公開買付者と誠実に協議するとされております。

その他、本応募契約（秋元康氏）では、秋元康氏が所有する対象者株式1,440,000株の本公開買付けへの不応募、表明保証（注２）及び補償等が規定されています。

（注１） 公開買付者は、秋元康氏に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、反社会的勢力・倒産等について表明及び保証を行っております。

（注２） 秋元康氏は、公開買付者に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、反社会的勢力・倒産、応募新株予約権の権利等について表明及び保証を行っております。

⑤ 本応募契約（秋元伸介氏）

公開買付者は、秋元伸介氏との間で、2026年11月18日付で本応募契約（秋元伸介氏）を締結しており、秋元伸介氏は、その所有する本新株予約権39,703個（目的となる株式数：397,030株（所有割合：1.90%））の全部を本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約（秋元伸介氏）の概要は以下のとおりです。なお、本公開買付けに係る買付代金以外に、本公開買付けに関して秋元伸介氏に付与される利益はありません。また、本応募契約（秋元伸介氏）において、本公開買付けが開始された場合に、秋元伸介氏による本公開買付けへの応募の前提条件は規定されておりません。

また、本応募契約（秋元伸介氏）では、秋元伸介氏は、本応募契約（秋元伸介氏）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、対象者株式等の取得、処分等及びこれらの合意を行わないこと、並びに、抵触取引及び抵触取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を行わないことが規定されています。さらに、秋元伸介氏は、抵触取引に係る具体的な申出を受けた場合、直ちに、公開買付者に対し、当該提案を受領した事実及び内容を通知することとされています。

さらに、本応募契約（秋元伸介氏）では、秋元伸介氏は、本契約締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、その所有する本新株予約権を行使してはならないとされています。

加えて、本応募契約（秋元伸介氏）では、秋元伸介氏は、本公開買付けが成立した場合であって、対象者株式について東京証券取引所スタンダード市場が定める流通株式比率その他の上場維持基準に抵触し又はそのおそれが生じ、公開買付者から要請を受けたときは、対象者株式の上場を維持するために必要な措置について公開買付者と誠実に協議するとされております。

その他、本応募契約（秋元伸介氏）では、表明保証（注２）及び補償等が規定されています。

（注１）　公開買付者は、秋元伸介氏に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、反社会的勢力・倒産等について表明及び保証を行っております。
（注２）　秋元伸介氏は、公開買付者に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、反社会的勢力・倒産、応募新株予約権の権利等について表明及び保証を行っております。

⑥　本応募契約（赤塚善洋氏）

公開買付者は、赤塚善洋氏との間で、2026年11月18日付で本応募契約（赤塚善洋氏）を締結しており、赤塚善洋氏は、その所有する本新株予約権13,925個（目的となる株式数：139,250株（所有割合：0.67%））の全部を本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約（赤塚善洋氏）の概要は以下のとおりです。なお、本公開買付けに係る買付代金以外に、本公開買付けに関して赤塚善洋氏に付与される利益はありません。また、本応募契約（赤塚善洋氏）において、本公開買付けが開始された場合に、赤塚善洋氏による本公開買付けへの応募の前提条件は規定されておりません。

また、本応募契約（赤塚善洋氏）では、赤塚善洋氏は、本応募契約（赤塚善洋氏）の締結日から本公開買付けに係る決済開始日までの間、対象者株式等の取得、処分等及びこれらの合意を行わないこと、並びに、抵触取引及び抵触取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を行わないことが規定されています。さらに、赤塚善洋氏は、抵触取引に係る具体的な申出を受けた場合、直ちに、公開買付者に対し、当該提案を受領した事実及び内容を通知することとされています。

さらに、本応募契約（赤塚善洋氏）では、赤塚善洋氏は、本契約締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、その所有する本新株予約権を行使してはならないとされています。

加えて、本応募契約（赤塚善洋氏）では、赤塚善洋氏は、本公開買付けが成立した場合であって、対象者株式について東京証券取引所スタンダード市場が定める流通株式比率その他の上場維持基準に抵触し又はそのおそれが生じ、公開買付者から要請を受けたときは、対象者株式の上場を維持するために必要な措置について公開買付者と誠実に協議するとされております。

その他、本応募契約（赤塚善洋氏）では、表明保証（注２）及び補償等が規定されています。

（注１）　公開買付者は、赤塚善洋氏に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、反社会的勢力・倒産等について表明及び保証を行っております。
（注２）　赤塚善洋氏は、公開買付者に対して、存続・権限等、契約締結・履行及び強制執行可能性、法令等との非抵触、反社会的勢力・倒産、応募新株予約権の権利等について表明及び保証を行っております。

（７）【その他公開買付けに関する重要な事項】

該当事項はありません。

５【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（１）【買付け等の期間等】

①【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年11月19日（木曜日）から2027年１月６日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	2026年11月19日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

（注）　令第８条第１項及び行政機関の休日に関する法律第１条第１項第３号に基づき2026年12月29日及び30日は行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、下記「８　応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主又は本新株予約権者（株主及び本新株予約権者を総称して又は文脈に応じて個別に、以下「応募株主等」といいます。）からの応募の受付けは、公開買付期間に算入されていない2026年12月29日及び30日にも行われます。

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

（２）【買付け等の価格】

株券	普通株式１株につき、金1,200円
新株予約権証券	本新株予約権１個につき、金１円
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証券 （　　）	―
株券等預託証券 （　　）	―

（３）【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	8,850,152（株）	7,148,690（株）	8,850,152（株）
本新株予約権	1,602,940（株）	1,602,940（株）	1,602,940（株）
合計	10,453,092（株）	8,751,630（株）	10,453,092（株）

（注１）　本新株予約権については、法第27条の３第１項及び府令第９条の６に従い株式に換算した数を記載しております。

（注２）　応募対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の下限（7,148,690株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、応募新株予約権の総数が本新株予約権に係る買付予定数の下限（160,294個）に満たない場合、応募新株予約権については、その全部の買付け等を行いませんが、その場合であっても応募対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の下限（7,148,690株）以上である場合には、応募対象者株式の買付け等を行います。

（注３）　応募対象者株式が普通株式に係る買付予定数の上限（8,850,152株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注４）　本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注５）　単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注６）　公開買付期間の末日までに、買付対象外新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式も本公開買付けの対象としております。

６【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	104,530
ａのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	16,029
ｂのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	－
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2026年11月17日現在）（個）(d)	－
ｄのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	－
ｅのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	－
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2026年11月17日現在）（個）(g)	－
ｇのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	－
ｈのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	－
対象者の総株主等の議決権の数（2026年６月30日現在）（個）(j)	187,267
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a／j)（%）	51.42
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)／(j+(b−c)+(e−f)+(h−i))×100)（%）	51.42

（注１）　「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（10,453,092株）に係る議決権の数です。

（注２）　「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)」は、買付予定である本新株予約権の目的となる対象者株式の合計数（1,602,940株）に係る議決権の数を記載しております。

（注３）　「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2026年11月17日現在）（個）(g)」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注４）　「対象者の総株主等の議決権の数（2026年６月30日現在）（個）(j)」は、本書提出日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主の議決権数が不明であるため、対象者半期報告書に記載された2026年６月30日現在の総株主の議決権の数（１単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2026年６月30日現在の総株主の議決権の数（187,267個）に、対象者から2026年11月18日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（160,294個）の目的となる対象者株式の数（1,602,940株）に係る議決権の数（16,029個）を加えた議決権の数（203,296個）を分母として計算しております。

（注５）　「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

７【株券等の取得に関する許可等】

（１）【株券等の種類】

普通株式

新株予約権

（２）【根拠法令】

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第２項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画を予め届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第８項により事前届出が受理された日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得を行うことができません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第１項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の２第１項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが（同法第50条第１項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第９項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号。その後の改正を含みます。）第９条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年10月23日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。

その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2026年11月６日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を同日付で受領したため、同日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から14日間に短縮する旨の2026年11月６日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日付で受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

② 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年11月12日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が５ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「12　その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第１項第４号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

（３）【許可等の日付及び番号】

許可等の日付

2026年11月６日（排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号

公経企業第1524号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

公経企業第1525号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

８【応募及び契約の解除の方法】

（１）【応募の方法】

① 公開買付代理人

株式会社ＳＢＩ証券　　東京都港区六本木一丁目６番１号

② 応募株主等は、それぞれ以下の方法で本公開買付けに応募することが可能です。本新株予約権については普通株式とは応募方法が異なります。下記「新株予約権の場合」をご参照ください。なお、お申込みの方法により受付期限が異なりますので、期限にご注意ください。

普通株式の場合

１）インターネットで申し込む方法

公開買付代理人のホームページ（https://www.sbisec.co.jp）画面に所要事項を入力して申し込む方法（公開買付期間の末日の午後３時30分までにお手続きください。）

２）郵送で申し込む方法

公開買付代理人のホームページ（https://www.sbisec.co.jp）画面から公開買付応募申込書（普通株式用）をご請求いただき、公開買付代理人から発送した「公開買付応募申込書（普通株式用）」に所要事項を記載の上、公開買付代理人までご返送いただき申し込む方法（郵送の場合、公開買付応募申込書（普通株式用）が公開買付期間の末日の午前９時までに公開買付代理人に到達することを条件とします。必着となりますので、余裕をもってご返送ください。）

３）店頭で申し込む方法

公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているＳＢＩマネープラザ株式会社の各部支店（注１）（以下「店頭応募窓口」といいます。場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ（https://www.sbisec.co.jp）をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡の上ご確認ください。以下同様とします。）において、所定の「公開買付応募申込書（普通株式用）」に所要事項を記載の上、申し込む方法（公開買付期間の末日の午前９時までにお手続きください。）

新株予約権の場合

本新株予約権の応募を希望される方は、対象者を通じて公開買付代理人までご連絡ください。ご連絡いただいた方に対し、公開買付代理人より本新株予約権の応募に必要な所定の「公開買付応募申込書（新株予約権用）」をお送りしますので、所要事項をご記載の上、公開買付代理人にご返送ください（公開買付期間の末日の午前９時までに到達するようお手続きください。）。また、本新株予約権の応募に際しては、公開買付応募申込書とともに、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」、「新株予約権譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な「新株予約権譲渡承認請求書兼新株予約権名義書換請求書」をご提出ください。「新株予約権原簿記載事項証明書」、「新株予約権譲渡承認通知書」及び「新株予約権譲渡承認請求書兼新株予約権名義書換請求書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

なお、応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注２）。

店頭で申し込む場合には、応募の際に、本人確認書類とご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人以外に応募する予定の株券等をお預けの場合

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に株券等をお預けの場合、応募株主等が公開買付代理人に開設した証券取引口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に株券等の振替を行う必要があります。

インターネット、郵送、店頭のいずれの方法でお申し込みの場合であっても、株券等は公開買付期間の末日の午前９時までに応募株主等口座への振替（入庫）が完了している必要があります。振替手続には一定の日数を要しますので、公開買付期間の末日までに十分な余裕をもって振替のお手続きをお済ませください。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座から口座振替を行う手続きの詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

③ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

④ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注２）が必要となります。

⑤　外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

⑥　日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注３）。

⑦　応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注１）　店頭応募窓口は次のとおりとなります。
公開買付代理人の本店
公開買付代理人の営業所
大阪営業所　名古屋営業所　福岡営業所

公開買付代理人の担当者が駐在しているＳＢＩマネープラザ株式会社の各部支店
新宿支店　成田支店　松本支店　伊那支店　名古屋支店　大阪支店　福岡支店　鹿児島支店

（注２）　ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について
公開買付代理人である株式会社ＳＢＩ証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合には、ご印鑑が必要となるほか、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（https://www.sbisec.co.jp）、又は、店頭応募窓口にてご確認ください。

＜個人の場合＞
マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より６ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）の２種類が必要となります。

マイナンバー確認書類	本人確認書類（コピー）
マイナンバーカード（両面）	運転免許証、健康保険資格確認書、印鑑登録証明書、在留カード、特別永住者証明書　等
マイナンバーの記載された住民票の写し	

＜法人の場合＞
① 登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行日より６ヶ月以内のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの。）
② 法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
③ 法人番号を確認するための書類として、「法人番号指定通知書」のコピー又は国税庁法人番号公表サイトで検索した結果画面を印刷したものが必要となります。

＜外国人株主等の場合＞
外国人（居住者を除きます。）又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの、及び常任代理人との間の委任契約に係る契約書若しくは委任状等（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写しが必要となります。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

（注３）　株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付代理人のホームページ（https://www.sbisec.co.jp）画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午後３時30分までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0800-222-2999）までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

また、店頭応募窓口経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前９時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているＳＢＩマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前９時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者
株式会社ＳＢＩ証券　　東京都港区六本木一丁目６番１号
（その他の株式会社ＳＢＩ証券の営業所、又は株式会社ＳＢＩ証券の担当者が駐在しているＳＢＩマネープラザ株式会社の各部支店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「11　決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
株式会社ＳＢＩ証券　　東京都港区六本木一丁目６番１号

９【買付け等に要する資金】

（１）【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	10,620,342,694
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	3,076,000
合計(a)＋(b)＋(c)	10,653,418,694

（注１）　「買付代金（円）(a)」欄には、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付予定数（8,850,152株）に本公開買付価格（1,200円）を乗じた金額及び本公開買付けにおける本新株予約権に係る買付予定数（160,294個）に本新株予約権買付価格（１円）を乗じた金額の合計金額を記載しています。

（注２）　「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

（注３）　「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

（注４）　上記金額には消費税等は含まれていません。

（注５）　その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

（２）【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
普通預金	13,330,415
計(a)	13,330,415

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計				―

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
―	―	―	―
―	―	―	―
計			―

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計(b)				―

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
―	―	―	―
―	―	―	―
計(c)			―

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
―	―
計(d)	―

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】
13,330,415千円（(a)＋(b)＋(c)＋(d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】
該当事項はありません。

１０【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】
該当事項はありません。

１１【決済の方法】
（１）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
株式会社ＳＢＩ証券　　東京都港区六本木一丁目６番１号

（２）【決済の開始日】
2027年１月14日（木曜日）

（３）【決済の方法】
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送又は電磁的方法により交付します。
買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

（４）【株券等の返還方法】
下記「12　その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類（上記「８　応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の②に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

１２【その他買付け等の条件及び方法】

（１）【法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の下限（7,148,690株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、応募新株予約権の総数が本新株予約権に係る買付予定数の下限（160,294個）に満たない場合、応募新株予約権については、その全部の買付け等を行いませんが、その場合であっても応募対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の下限（7,148,690株）以上である場合には、応募対象者株式の買付け等を行います。応募対象者株式の総数が普通株式に係る買付予定数の上限（8,850,152株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募対象者株式の数に１単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募対象者株式の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付けを行うと応募対象者株式の数を超える場合は応募対象者株式の数までの数）の応募対象者株式の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと普通株式に係る買付予定数の上限を超えることとなる場合には、普通株式に係る買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が普通株式に係る買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

（２）【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに令第14条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実のいずれかが発生した場合をいいます。

また、上記「７　株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外為法第27条第１項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（３）【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第１項に定める行為を行った場合は、府令第19条第１項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

（４）【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「８　応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「11　決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

（５）【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

（６）【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の８第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

（７）【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

（８）【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第２【公開買付者の状況】

１【会社の場合】

（１）【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	事項
2019年３月	東京都港区芝五丁目１番13号において、商号を株式会社beNX Japan、資本金を10百万円とする株式会社として設立
2020年３月	本店所在地を東京都港区芝大門二丁目２番11号に移転
2021年３月	商号を株式会社HYBE SOLUTIONS JAPANに変更
2021年７月	商号を株式会社HYBE JAPANに変更
2022年12月	資本金の額を１億100万円に変更
2024年４月	本店所在地を現在地（東京都港区東新橋一丁目９番２号）に移転

②【会社の目的及び事業の内容】

（会社の目的）

１．通信販売業務
２．芸能人及びアーティスト等のグッズの企画、製造、販売及び輸出入
３．医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用品、医療機器、医療器具、毒物、劇物、健康食品、食料品、雑貨、衣料品及び貴金属の製造、販売及び輸出入
４．コンピュータによる情報処理及び情報提供サービス
５．コンピュータシステム、コンピュータソフトウェア、ゲームソフト、アプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売、配信、運営及び管理
６．広告宣伝に関する企画及び制作
７．電子通信事業
８．飲食業
９．各種商品の企画、制作、販売、レンタル、リース及び輸出入
10．古物の売買
11．インターネット関連事業
12．コンサルティング業
13．マーケティング業
14．労働者派遣事業
15．デザイン事業
16．不動産の売買、交換、賃貸、管理及び仲介
17．レジャー施設、スポーツ施設、宿泊施設の経営
18．損害保険代理業
19．芸能人及びアーティスト等のマネージメント、プロモート並びに肖像権の管理及び利用
20．音楽及び音盤流通業
21．広告代理業
22．放送事業
23．放送番組の企画、制作、販売、管理及び輸出入
24．商標、ブランド、版権、著作権及び著作隣接権等の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾、管理及び仲介
25．商標、ブランド、版権、著作権及び著作隣接権等の知的財産権の使用許諾、管理及び仲介等のライセンス業
26．書籍、音楽及び映像の企画、制作、出版、販売、管理、配給及び輸出入
27．各種公演及びイベントの代行、企画、運営、制作及び管理
28．旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理業
29．経営顧問、投資顧問及び投資業
30．上記各号に附帯する一切の事業

（事業の内容）

公開買付者は、音楽制作・流通事業、コンテンツ事業、公演事業、IP事業（グッズ、広告、ライセンスなど）、ファンクラブ事業を主たる事業としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年11月19日現在

資本金の額	発行済株式の総数
101,000,000円	1,000株

④【大株主】

2026年11月19日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
HYBE Co., Ltd.	42 Hangang-daero, Yongsan-gu, Seoul, Korea 04389	1,000株	100.00
計	―	1,000株	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年11月19日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数（千株）
代表取締役	CEO	ハン・ヒョンロック	1983年２月28日	2014年12月　株式会社LIXIL LHT　戦略グループリーダー 2017年８月　株式会社ミスミ　アジア企業体部門長 2019年８月　Big Hit Entertainment Co., Ltd.（現　HYBE Co., Ltd.）入社 2020年４月　株式会社HYBE JAPAN　代表取締役就任（現任） 2021年７月　株式会社HYBE JAPAN CEO（現任） 2025年６月　株式会社YX LABELS　代表取締役（兼任）（現任）	―
取締役	会長	キム・ヨンミン	1970年４月13日	1999年10月　SM Entertainment Co., Ltd.　海外事業総括 2000年12月　Fandango Korea　代表取締役 2005年５月　SM Entertainment Co., Ltd.　代表取締役 2017年３月　SM Entertainment Co., Ltd.　総括社長 2024年８月　株式会社HYBE JAPAN　取締役会長就任（現任）	―
取締役	―	イ・キョンジュン	1978年６月７日	2003年10月　サムイル会計法人 2011年３月　PwCシドニー 2013年10月　金・張法律事務所 2018年４月　MCM Fashion Group 2020年８月　HYBE CFO入社（現任） 2020年８月　株式会社HYBE JAPAN　社内取締役選任（現任） 2026年10月　HYBE MUSIC GROUP APAC President（兼任）（現任）	―

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数（千株）
取締役	―	イ・ウッキ	1980年11月４日	2009年１月　金・張法律事務所　弁護士 2017年１月　Blizzard Entertainment Senior Legal Counsel 2020年６月　Netmarble　法務室長（取締役） 2021年６月　WATCHA　法務チーム長 2022年12月　HYBE CLO　法務＆ミュージックライツ室　General Counsel　入社 2023年２月　HYBE CLO　法務室長（現任） 2026年９月　株式会社HYBE JAPAN　社内取締役選任（現任）	―
監査役	―	パク・ジン	1985年５月15日	2013年12月　安進会計法人　チーム員 2016年12月　ハンヨン会計法人　チーム員 2020年３月　HYBE　税務戦略チーム　チーム員入社 2023年３月　株式会社HYBE JAPAN　監査役選任（現任） 2026年５月　HYBE Head of Finance（現任）	―
計					―

（２）【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、日本会計基準に準拠して作成されており監査法人による監査を受けております。また、公開買付者は、連結財務諸表を作成しておりません。

①【貸借対照表】

（2025年12月31日　現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	61,903	流動負債	24,236
現金及び預金	21,910	買掛金	2,187
売掛金	10,984	未払金	2,148
商品	7,742	未払費用	11,732
前渡金	237	未払法人税等	1,646
前払費用	1,517	契約負債	4,622
短期貸付金	18,636	前受金	37
未収入金	900	預り金	782
その他	4	未払消費税等	780
貸倒引当金	△ 32	賞与引当金	297
		その他	1
		固定負債	5,846
固定資産	4,943	長期借入金	5,000
有形固定資産	680	長期未払金	299
建物	48	資産除去債務	216
建物附属設備	408	長期契約負債	10
工具器具備品	210	退職給付引当金	320
建設仮勘定	12	負債 合計	30,083
土地	0	（純資産の部）	
無形固定資産	198	株主資本	36,763
ソフトウェア	29	資本金	101
商標権	0	資本剰余金	60
のれん	145	その他資本剰余金	60
その他	22	利益剰余金	36,602
投資その他の資産	4,064	その他利益剰余金	36,602
子会社株式	2,091	繰越利益剰余金	36,602
長期前払費用	1		
繰延税金資産	1,408		
その他	564	純資産 合計	36,763
総資産 合計	66,846	負債及び純資産 合計	66,846

②【損益計算書】

（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		78,657
売上原価		64,061
売上総利益		14,596
販売費及び一般管理費		6,079
営業利益		8,516
営業外収益		
受取利息	436	
その他	0	436
営業外費用		
支払利息	42	
為替差損	107	
その他	1	151
経常利益		8,801
特別損失		
固定資産除却損	1	
子会社株式処分損	0	1
税引前当期純利益		8,799
法人税、住民税及び事業税	3,032	
法人税等調整額	△ 148	2,883
当期純利益		5,915

③【株主資本等変動計算書】

（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	101	60	60	30,687	30,687	30,848	30,848
当期変動額			0			0	0
当期純利益				5,915	5,915	5,915	5,915
当期変動額 合計	0	0	0	5,915	5,915	5,915	5,915
当期末残高	101	60	60	36,602	36,602	36,763	36,763

【個別注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（３）【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

②【上記書類を縦覧に供している場所】

２【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

３【個人の場合】

該当事項はありません。

第３【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

１【株券等の所有状況】

（１）【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

（2026年11月19日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
株券	―（個）	―（個）	―（個）
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券（　　）	―	―	―
株券等預託証券（　　）	―	―	―
合計	―	―	―
所有株券等の合計数	―	―	―
（所有潜在株券等の合計数）	（―）	―	―

（注１）　公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

（２）【公開買付者による株券等の所有状況】

（2026年11月19日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
株券	―（個）	―（個）	―（個）
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券（　　）	―	―	―
株券等預託証券（　　）	―	―	―
合計	―	―	―
所有株券等の合計数	―	―	―
（所有潜在株券等の合計数）	（―）	―	―

（３）【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（2026年11月19日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
株券	―（個）	―（個）	―（個）
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券（　　）	―	―	―
株券等預託証券（　　）	―	―	―
合計	―	―	―
所有株券等の合計数	―	―	―
（所有潜在株券等の合計数）	（―）	―	―

（注１）　公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

（４）【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

２【株券等の取引状況】

（１）【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

３【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

４【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

５【大量保有報告書等の提出状況】

該当事項はありません。

第４【公開買付者と対象者との取引等】

１【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

２【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

第５【対象者の状況】

１【最近３年間の損益状況等】

（１）【損益の状況】

決算年月	―	―	―
売上高	―	―	―
売上原価	―	―	―
販売費及び一般管理費	―	―	―
営業外収益	―	―	―
営業外費用	―	―	―
当期純利益（当期純損失）	―	―	―

（２）【１株当たりの状況】

決算年月	―	―	―
１株当たり当期純損益	―	―	―
１株当たり配当額	―	―	―
１株当たり純資産額	―	―	―

２【株価の状況】

（単位：円）

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所　スタンダード市場						
月別	2026年５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月
最高株価	816	823	755	807	837	985	1,146
最低株価	793	715	721	738	802	804	919

（注）　2026年11月については、同月18日までのものです。

３【株主の状況】

（１）【所有者別の状況】

年　月　日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数（単位）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	―	―	―	―	―	―

（２）【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
計	―	―	―

②【役員】

年　月　日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
計	―	―	―	―

４【継続開示会社たる対象者に関する事項】

（１）【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第58期（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
2025年３月26日　関東財務局長に提出
事業年度　第59期（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
2026年３月24日　関東財務局長に提出

②【半期報告書】

事業年度　第60期中（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）
2026年８月７日　関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

該当事項はありません。

④【訂正報告書】

該当事項はありません。

（２）【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社KeyHolder　本店
（東京都千代田区麹町三丁目２番地９）
株式会社KeyHolder　大阪支店
（大阪市淀川区西中島四丁目１番１号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

５【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

６【その他】

該当事項はありません。